

わかりやすい

令和5年分

# 年末調整

実務のポイント



公益財団法人  
全国法人会総連合

**令和 5 年分**  
**わかりやすい 年末調整実務のポイント**  
**解説動画のご視聴について**

本冊子の解説動画をご覧いただくことができます。  
スマートフォンなどで以下のQRコードを読み取るか、  
または、「全法連動画チャンネル」で検索してご覧ください。

QRコード



※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

## はじめに

年末調整とは、給与の支払者が、給与の支払を受ける人（給与所得者）の各人ごとに、その年中に支給されることが確定した給与の総額について納めるべき所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます）の年税額（年調年税額）を算出し、その年税額と毎月（日）の給与や賞与から源泉徴収していた所得税等の合計額との間に生じた差額について、その過不足額を精算する手続をいいます。

この差額が生ずる要因として、①給与等の税額表は年間を通して毎月（日）の給与の額に変動がないものとして作成されていますが、実際には昇給や残業手当により毎月の給与額が変動すること、②年の途中で控除対象扶養親族等の数が増減しても年初にさかのぼって再計算しないこと、③生命保険料控除、地震保険料控除等は年末調整の際に控除することなどがあります。

この年末調整により、多くの給与所得者は所得税等の納税が完結し、確定申告の必要がなくなることから、年末調整は給与所得者にとっても給与の支払者にとっても重要な手続といえます。

本冊子が、より適正・円滑な年末調整事務の一助になれば幸いです。

なお、本書の発行に当たっては、税理士の杉尾充茂先生にご執筆、ご協力をいただきました。厚くお礼申し上げます。

公益財団法人 全国法人会総連合

# 目 次

<b>I</b>	<b>昨年と比べて変わった点</b>	<b>3</b>
	① 給与所得者に交付する源泉徴収票等の電子化手続の簡素化	3
	② 国外居住親族の改正	3
<b>II</b>	<b>年末調整の手続</b>	<b>4</b>
	① 年末調整の対象となる人	4
	② 年末調整の手順	5
<b>III</b>	<b>年税額の計算のための準備</b>	<b>6</b>
	① 申告書等の準備	6
	② 「扶養控除等（異動）申告書」の提出・記載内容の確認	7
	③ 「基礎控除申告書」の提出・記載内容の確認	20
	④ 「配偶者控除等申告書」の提出・記載内容の確認	22
	⑤ 「所得金額調整控除申告書」の提出・記載内容の確認	27
	⑥ 「保険料控除申告書」の提出・記載内容の確認	29
	⑦ 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」の 提出・記載内容の確認	36
<b>IV</b>	<b>令和5年分年税額の計算</b>	<b>42</b>
<b>V</b>	<b>徴収税額との精算</b>	<b>46</b>
<b>VI</b>	<b>年末調整の再調整</b>	<b>48</b>
<b>VII</b>	<b>法定調書の作成と提出</b>	<b>49</b>
	① 法定調書の作成と提出期限	49
	② 提出方法	49
	③ 「給与所得の源泉徴収票」の提出範囲等	51
	④ 記載例	52
参考	令和5年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表	56-64

# I 昨年と比べて変わった点

## 1 給与所得者に交付する 源泉徴収票等の電子化手続の簡素化



給与支払者は、あらかじめ給与所得者から書面又は電磁的方法による承諾を得て書面による給与所得の源泉徴収票及び給与等の支払明細書の交付に代えて、源泉徴収票等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされています(所法 226 ④)。

給与支払者が給与所得者から承諾を得ようとする場合において、その給与支払者が定める期限までに承諾をしない旨の回答がないときは承諾があったものとみなす旨の通知をし、その期限までにその給与所得者から回答がなかったときは、その承諾を得たものとみなすこととされました。

この改正は、給与支払者が令和 5 年 4 月 1 日以後に行う通知について適用されます。

## 2 国外居住親族の改正



令和 2 年度の税制改正により国外居住親族の範囲が改正され、令和 5 年分の所得税から適用されています。

詳細は「実務のポイントⅢ - 3 (2) 控除対象扶養親族」(9 頁)を参照してください。

## 【令和 6 年分以後に適用される改正】

- 1 「給与所得者の保険料控除申告書」の記載内容について、申告者との続柄の記載を要しないこととされました。

この改正は、令和 6 年 10 月 1 日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「給与所得者の保険料控除申告書」について適用されます。

- 2 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨を記載した簡易な「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出することができることとされました。

この改正は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」について適用されます。

## II 年末調整の手続

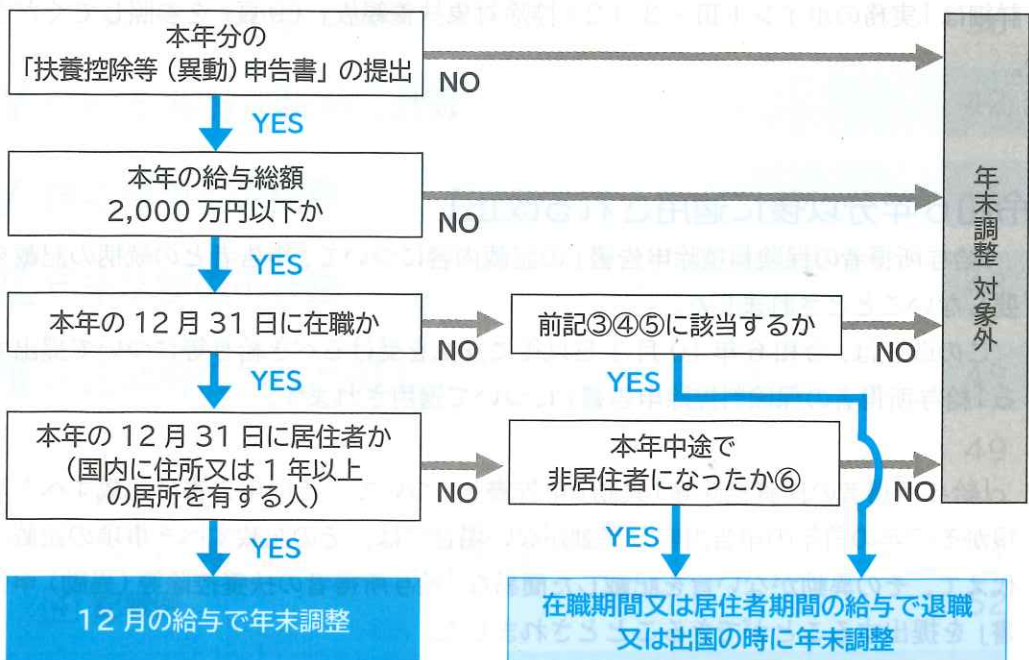
### 1 年末調整の対象となる人

年末調整は、給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下「扶養控除等（異動）申告書」といいます）」を提出した人のうち、原則としてその年の12月31日において勤務を継続している次の人（中途就職者を含みます）について行います。

#### 年末調整の対象となる人

- ① その給与の支払者からその年最後（原則12月）の給与の支払を受ける人
- ② その給与の支払者からその年に支払を受ける給与の総額が2,000万円以下の人  
また、年の途中で退職等した上記②に該当する人のうち、③から⑥の人について本年最後に支払う給与で年末調整を行います。
- ③ 本年の途中で死亡退職した人（死亡の日までに支給期の到来した給与）
- ④ 本年の途中で著しい心身の障害で退職した人でその退職の時期から見て本年中に再就職できないと見込まれる人
- ⑤ 12月に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職する人
- ⑥ 出国して非居住者になった人（居住者であった期間に支給期の到来した給与）

#### 〔年末調整対象者の判定フロー〕

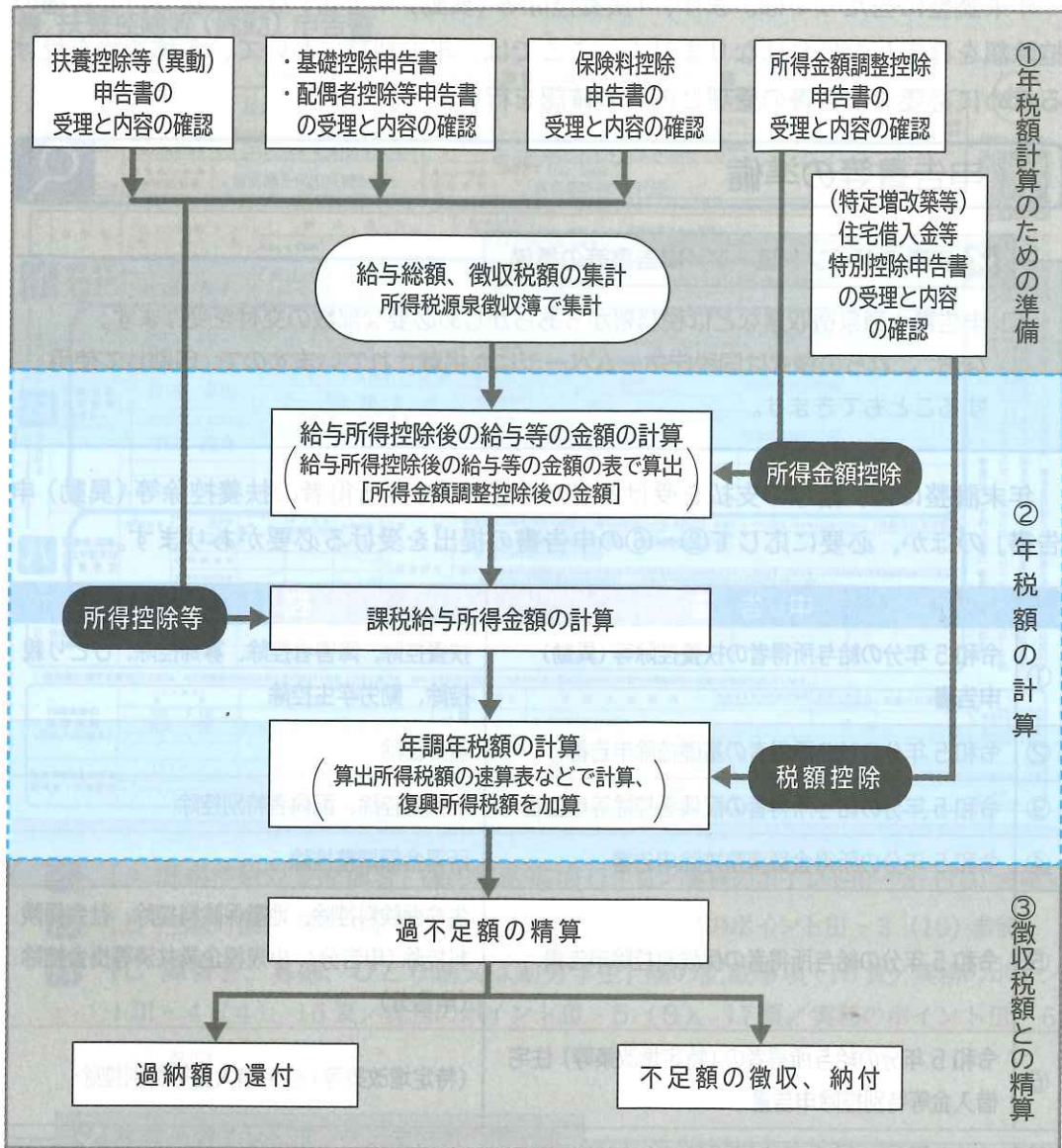


(注) 中途就職者でその年中に前の給与の支払者に「扶養控除等（異動）申告書」を提出していた人は、その前の給与等の額を合計して年末調整をしなければなりません。

## 2 年末調整の手順



年末調整の事務は、以下のように、①年税額計算のための準備、②年税額の計算、③徴収税額との精算の手順で行います。



### ✓ 実務のポイントII

- 給与の支払者は提出を受けた「扶養控除等(異動)申告書」などには、「マイナンバー」が記載されているかどうかを確認する必要があります。
- ただし、給与の支払者が「扶養控除等(異動)申告書」などに記載されるべき給与所得者本人や配偶者などの氏名及びマイナンバー等を記載した帳簿を備えている場合には、マイナンバーの記載は必要ありません。

### Ⅲ 年税額の計算のための準備

年末調整に当たっては、まず、「扶養控除等（異動）申告書」などに基づいて各種の控除額を確定しなければなりません。ここでは、年末調整において、各種控除を受けるために必要な申告書の受理と内容の確認を行います。

#### 1 申告書等の準備

##### ✓ 実務のポイントⅢ-1 / 申告書等の準備

- 申告書や源泉徴収票などは税務署からあらかじめ必要な部数の交付を受けます。  
なお、これらの様式は国税庁ホームページにも掲載されていますので、印刷して使用することもできます。

年末調整には、給与の支払を受ける者から①の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」のほか、必要に応じて②～⑥の申告書の提出を受ける必要があります。

	申告書	控除
①	令和5年分の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除
②	令和5年分の給与所得者の基礎控除申告書	基礎控除
③	令和5年分の給与所得者の配偶者控除等申告書	配偶者控除、配偶者特別控除
④	令和5年分の所得金額調整控除申告書	所得金額調整控除
⑤	令和5年分の給与所得者の保険料控除申告書	生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除（申告分）、小規模企業共済等掛金控除（申告分）
⑥	令和5年分の給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除

- (注) 1 上記①～⑤までの様式については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に掲載されています。  
2 上記②、③、④は、3様式の兼用様式となっています。  
3 上記⑥の申告書については、控除を受けることとなる各年分のものが一括して税務署から所得者本人に送付されています。

なお、給与の支払者が受給者からこれらの申告書に記載すべき事項に関して電磁的方法による提供を受けるための一定の要件を満たしている場合には、書面による提供に代えて、電子データで提出することができます。



## 2 「扶養控除等(異動)申告書」の提出・記載内容の確認

ここでは、「扶養控除等(異動)申告書」が各人から提出されているか確認を行い、その申告書の提出を受けて、記載内容の確認を行っていきます。

### ■ 扶養控除等(異動)申告書

**令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書**

所轄税務署長等 豊町 新富 市区町村长	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社〇〇〇〇〇	(フリガナ) あなたの氏名 タケダ ヨウイチ 竹田 雄一	あなたの生年月日 47年10月5日	あなたの住所 東京都千代田区霞が関3	あなたの氏名 竹田 雄一	あなたの住所 東京都新宿区四谷5	あなたの配偶者の氏名 本人	配偶者の有無 有
区区分等 1	源泉控除対象配偶者(注1) タケダ ヨウイチ 竹田 優子	個人番号 2 2 1 3 1 3 4 4 5 1 5 1 6 1 6 7 7	生年月日 51・1・7	令和5年中の所得の見積額 370,000円	非居住者である親族 生計を一にする事実 東京都新宿区四谷5	住所又は居所 東京都新宿区四谷5	異動月日及び事由 異動月日 事由	扶
2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	源泉控除対象扶養親族(注2) タケダ ジュンイチ 竹田 淳一	個人番号 子	生年月日 14・2・11	令和5年中の所得の見積額 0円	非居住者である親族 生計を一にする事実 West Illinois Street...USA	住所又は居所 West Illinois Street...USA	異動月日及び事由 異動月日 事由	扶
	タケダ タカヤ 竹田 卓也	個人番号 子	生年月日 19・3・8	令和5年中の所得の見積額 0円	非居住者である親族 生計を一にする事実 東京都新宿区四谷5	住所又は居所 東京都新宿区四谷5	異動月日及び事由 異動月日 事由	
	タケダ リョウスケ 竹田 亮介	個人番号 父	生年月日 20・5・7	令和5年中の所得の見積額 300,000円	非居住者である親族 生計を一にする事実 東京都新宿区四谷5	住所又は居所 東京都新宿区四谷5	異動月日及び事由 異動月日 事由	
	タケダ ヨウイチ 竹田 雄一	個人番号 父	生年月日 51・1・7	令和5年中の所得の見積額 370,000円	非居住者である親族 生計を一にする事実 東京都新宿区四谷5	住所又は居所 東京都新宿区四谷5	異動月日及び事由 異動月日 事由	
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者 障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2」記載のついでにご注意の事項をお読みください。)	障害者 障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2」記載のついでにご注意の事項をお読みください。)	障害者 障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2」記載のついでにご注意の事項をお読みください。)	障害者 障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2」記載のついでにご注意の事項をお読みください。)	障害者 障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2」記載のついでにご注意の事項をお読みください。)	障害者 障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2」記載のついでにご注意の事項をお読みください。)	障害者 障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2」記載のついでにご注意の事項をお読みください。)	障害者 障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2」記載のついでにご注意の事項をお読みください。)

- 1 【A 源泉控除対象配偶者】欄の記載事項(13頁/実務のポイントⅢ-3(10)参照)
- 2 【B 控除対象扶養親族】欄の記載事項(13頁/実務のポイントⅢ-3(10)参照)
- 3 【C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生】欄の記載事項(15頁/実務のポイントⅢ-4(4)、16頁/実務のポイントⅢ-5(3)、17頁/実務のポイントⅢ-6(3)参照)

### 実務のポイントⅢ-2/申告書の提出等

- 「扶養控除等(異動)申告書」を提出できる人のすべてが申告書を提出していますか。
- 控除対象扶養親族は、扶養親族のうち年齢が16歳以上の方ですか。
- 本年中に就職等によって控除対象扶養親族などに異動があった人について、正しく異動申告書が提出されていますか。

## 〔「扶養控除等（異動）申告書」の受理〕

- ・ 給与の支払を受ける人は、原則として本年最初の給与の支払を受ける日の前日までに、源泉控除対象配偶者\*<sup>1</sup>や控除対象扶養親族の氏名等、本人が障害者や勤労学生等に該当することの事実等、また、同一生計配偶者\*<sup>2</sup>や扶養親族が障害者に該当する事実等をそれぞれ「扶養控除等（異動）申告書」に記載して、給与の支払者に提出することになっています。
- ・ 年末調整に当たっては、給与の支払者は、「扶養控除等（異動）申告書」が提出されているかどうか、また、この申告書が提出されている人については、記載されている事項に異動がないかどうか等の確認を行い、異動があった人でその異動の事実が漏れている人についてはその補正を求めます。
- ・ 「扶養控除等（異動）申告書」が提出されていない人については年末調整を行うことができず、また、月々（日々）の給与の支払の際の源泉徴収に当たっても「乙欄」が適用される（通常の場合より高額の所得税が徴収される）こととなりますので、十分注意してください。

### \* 1 「源泉控除対象配偶者」とは

所得者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限り）と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が 95 万円以下の人をいいます。

### \* 2 「同一生計配偶者」とは

所得者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が 48 万円以下の人をいいます。

### ☑ 実務のポイントⅢ - 3 / 控除対象扶養親族の確認

- 「扶養控除等（異動）申告書」に記載されている控除対象扶養親族は、所得金額要件などを満たしていますか。
- 控除対象扶養親族のうち年齢が 19 歳以上 23 歳未満の人について、特定扶養親族として申告されていますか。
- 老人扶養親族、同居老親等の申告は正しく行われていますか。
- 同一生計配偶者や控除対象扶養親族に該当しない 16 歳未満の扶養親族について、障害者や（同居）特別障害者に該当する人の申告漏れはないですか。
- 国外居住親族に係る扶養控除等の適用について、親族関係書類及び送金関係書類は提出又は提示されていますか。

## (1) 扶養親族

イ 「生計を一にする」とは

「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうもので

はありません。勤務、修学、療養等の都合上、他の親族と日常の起居を共にしていない場合であっても、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合や、勤務、修学等の余暇には家に帰って起居を共にすることを常例としている場合には、生計を一にするものとされます。

また、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとされます。

(注) 青色事業専従者として給与の支払を受ける人や白色事業専従者を除きます。

ロ 「合計所得金額」が48万円以下であること(11頁/「(8) 合計所得金額」参照)  
次の場合には、その人の本年分の合計所得金額が48万円以下になります。

① その人の所得が給与所得だけの場合には、本年の給与の収入金額が103万円以下

② その人の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合には、本年の公的年金等の収入金額が158万円(年齢65歳未満の人は108万円)以下

③ その人が家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人で、その人の所得がこれらの収入金額だけの場合には、本年中のこれらの収入金額が103万円以下

## (2) 控除対象扶養親族

控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち次に掲げる人をいいます。

イ 居住者である場合、年齢16歳以上(平成20年1月1日以前に生まれた人)の親族

ロ 非居住者である場合、次に掲げる親族

(注) 非居住者とは、国内に住所又は現在まで引き続いて1年以上の居所を有しない人をいいます。

(イ) 年齢16歳以上30歳未満の人(平成6年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人)

(ロ) 年齢70歳以上の人(昭和29年1月1日以前に生まれた人)

(ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和29年1月2日から平成6年1月1日までの間に生まれた人)のうち、次のいずれかに該当する人か。

i 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人

ii 障害者

iii 所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

### (3) 特定扶養親族

特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢が19歳以上23歳未満の人(平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた人)をいいます。

### (4) 老人扶養親族

老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢が70歳以上の人(昭和29年1月1日以前に生まれた人)をいいます。

### (5) 同居老親等

同居老親等とは、老人扶養親族のうち、給与の支払を受ける人(所得者)又はその配偶者(以下「所得者等」といいます)の直系尊属(父母、祖父母など。以下「老親等」といいます)で、所得者等のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

所得者等と同居を常況としているその老親等が、病気などの治療のため、入院していることにより一時的に別居している場合	同居老親等に該当
給与の支払を受ける人(所得者)が転勤したことに伴い住所を変更したため、その老親等が所得者等と別居している場合	同居老親等に非該当

### (6) 非居住者である親族に係る扶養控除等の親族関係書類等の提出等

非居住者である扶養親族(以下、配偶者を含めて「国外居住親族」といいます)に係る扶養控除又は障害者控除、同一生計配偶者に係る障害者控除の適用を受ける場合には、「扶養控除等(異動)申告書」を提出する際に「親族関係書類」\*<sup>3</sup>、留学生の場合には併せて「留学ビザ等書類」\*<sup>4</sup>を添付等することとされ、年末調整の際には「送金関係書類」\*<sup>5</sup>又は「38万円送金書類」\*<sup>6</sup>を添付等することとされています。

### (7) 控除対象扶養親族の控除額

控除対象扶養親族の控除額は、それぞれ次のとおりです。

① 一般の控除対象扶養親族 1人につき	38万円
② 特定扶養親族 1人につき	63万円
③ 同居老親等以外の老人扶養親族 1人につき	48万円
④ 同居老親等である老人扶養親族 1人につき	58万円

### \* 3 「親族関係書類」とは

親族関係書類とは、次のいずれかの書類をいいます。

- イ 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類で、その非居住者がその居住者の親族であることを証するもの及びその親族の旅券の写し
- 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類で、その非居住者がその居住者の親族であることを証するもの（その親族の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限りす）

### \* 4 「留学ビザ等書類」とは

留学ビザ等書類とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した次の書類で、その非居住者が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなったことを証する次のいずれかの書類をいいます。

- イ 外国における査証（ビザ）に類する書類の写し
- 外国における在留カードに相当する書類の写し

### \* 5 「送金関係書類」とは

送金関係書類とは、その年における次のいずれかの書類で、その非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるためのその居住者からの支払が、必要の都度行われたことを明らかにするものをいいます。

（注）国外居住親族が配偶者と子の場合、配偶者にまとめて生活費等を送金しているときは、その送金関係書類は控除対象配偶者に対する送金関係書類となりますので、子を控除対象扶養親族とするためにはその子への送金関係書類が別途必要となります。

- イ 金融機関が発行した書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者からその親族へ向けた支払が行われたことを明らかにする書類
- いわゆるクレジットカード発行会社が発行した書類又はその写しで、その親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを利用して商品等を購入したこと及びその商品等の購入代金に相当する額をその居住者から受領したことを明らかにする書類

### \* 6 「38万円送金書類」とは

38万円送金書類とは、「送金関係書類」のうち、居住者から国外居住親族である各人へのその年における支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

## (8) 合計所得金額

扶養親族とされるためには、その親族の合計所得金額が48万円以下であることが要件とされています。

合計所得金額は、純損失及び雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除適用前の総所得金額（①と②の合計額）に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

※申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

また、次に掲げる①所得税が課されない所得や、②源泉分離（選択）課税、又は確定申告をしないことを選択した所得などは含まれないこととされています。

#### ① 所得税を課されない次のような所得

- イ 遺族の受ける恩給及び年金（死亡した人の生前の勤務に基づいて支給されるものに限ります）
- ロ 生活用動産の売却による所得
- ハ 障害者等の利子非課税制度の適用を受ける利子
- ニ 雇用保険法の規定により支給される失業等給付（育児休業給付金を含みます）
- ホ 労働基準法の規定により支給される休業補償等

#### ② 源泉分離課税又は確定申告をしないことを選択した次のような所得

- イ 利子所得のうち、源泉分離課税とされるもの及び確定申告をしないことを選択した利子等
- ロ 配当所得のうち、源泉分離課税とされるもの及び確定申告をしないことを選択した配当等
- ハ 源泉分離課税とされる一定の割引債の償還差益、定期積金の給付補填金等及び懸賞金付預貯金等の懸賞金等
- ニ 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したもの

#### (9) 所得の種類・収入・必要経費の範囲等

所得は、その性質によって10種類（給与所得、事業所得、雑所得、配当所得…等）に分かれ、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲あるいは所得の計算方法などが定められています。

(10) 「扶養控除等(異動) 申告書」の【A 源泉控除対象配偶者】【B 控除対象扶養親族】欄の記載事項

- ① 【A 源泉控除対象配偶者】の欄は、所得者本人の合計所得金額の見積額が900万円以下で、所得者本人と生計を一にする配偶者の合計所得金額が95万円以下である場合に記載します。なお、給与所得だけの場合、給与の収入金額が150万円以下であれば合計所得金額が95万円以下に該当します。
- ② 【B 控除対象扶養親族】の欄は扶養親族のうち年齢16歳以上の扶養親族がいる場合に該当します。
- ③ 「扶養親族」とは、所得者本人と生計を一にする親族等で合計所得金額が48万円以下の方です。
- ④ 年齢19歳以上23歳未満に該当する人がいる場合は「特定扶養親族」に  チェックします。
- ⑤ 年齢70歳以上の扶養親族のうち同居老親等に該当する方がいる場合は「同居老親等」に  チェックし、該当しない人は「その他」に  チェックします。
- ⑥ 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に「非居住者である親族」欄に○又は  チェックを付け、「親族関係書類」「留学ビザ等書類」(11頁/\*3\*4参照)を添付等します。また、「生計を一にする事実」に送金額等を追記し、「送金関係書類」「38万円送金書類」(11頁/\*5\*6参照)を添付等します。

【A 源泉控除対象配偶者】①合計所得金額 95万円以下

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	生年月日	令和5年中の所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実	住所又は居所	異動月日及び事由
A 源泉控除対象配偶者(注1)	タケダ ヌウコ 竹田 優子	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	51・1・7	370,000	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	東京都新宿区四谷5	
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(※20.1.1以前生)	1 竹田 淳一	子	14・2・11	0	<input checked="" type="checkbox"/> 特定扶養親族	West Illinois Street...USA	
	2 竹田 卓也	子	19・3・8	0	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	東京都新宿区四谷5	
	3 竹田 亮介	父	20・5・7	300,000	<input checked="" type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	東京	
	4				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		

⑥非居住者である扶養親族(該当欄にチェック)

⑦送金額等を記入

③合計所得金額 48万円以下

【B 控除対象扶養親族】  
② 16歳以上の扶養親族

④ 19歳以上23歳未満(特定扶養親族)

⑤同居老親等  
70歳以上の扶養親族のうち所得者本人又は配偶者のいずれかと同居している直系尊属(父母や祖父母など)

✓ 実務のポイントⅢ - 4 / 障害者の確認

- 申告されている障害者は、給与の支払を受ける人(所得者)本人ですか、その人の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する人ですか。
- 年齢 16 歳未満の扶養親族について、障害者等の控除漏れはありませんか。

(1) 障害者及び特別障害者の要件

障害者 …… 次のいずれかに該当する人
① 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人
② 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医から知的障害者と判定された人
③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
④ 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人
⑤ 戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人
⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人
⑧ 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上(昭和 34 年 1 月 1 日以前に生まれた人)で、その障害の程度が上記の①、②又は④に該当する人と同程度であることの市町村長や福祉事務所長等の認定を受けている人
特別障害者 …… 次のいずれかに該当する人
①⑥⑦に該当する人
②のうち、重度の知的障害者と判定された人
③のうち、障害等級が 1 級である者と記載されている人
④のうち、障害の程度が 1 級又は 2 級の人
⑤のうち、障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第三項症までの人
⑧のうち、上記の①、②又は④に掲げた特別障害者と同程度の障害のある人として市町村長等の認定を受けている人



## (2) 同居特別障害者

同居特別障害者とは、特別障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族で、給与の支払を受ける人(所得者)、その配偶者又は給与の支払を受ける人(所得者)と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

## (3) 国外居住親族

国外居住親族についても障害者控除が適用されます(10頁/実務のポイントⅢ-3(6)参照)。

## (4) 「扶養控除等(異動)申告書」の【C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生】欄の記載事項

「扶養控除等(異動)申告書」のC欄の障害者欄の該当する項目等にチェック又は人数を記載するとともに、「障害者又は勤労学生の内容」欄には氏名、障害の程度(障害の等級)、障害の状態または交付を受けている手帳などの種類、交付年月日などの記載を確認します。

また、障害者が同一生計配偶者又は扶養親族である場合には、併せてその人の氏名・同居の有無・個人番号・住所・生年月日・続柄・令和5年中の所得の見積額の記載を確認します。

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	区分	該当者		扶養親族	寡婦	勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、原則として、記載について注記(1)(2)を必ずお読みください。)	異動月日及び理由
		本人	同一生計配偶者(注2)					
C	一般の障害者			<input checked="" type="checkbox"/> (人)			竹田亮介、身体障害者3級、身体障害者手帳、平成29年4月10日交付	
	特別障害者			(人)				
	同居特別障害者			(人)				

注1 障害者(身体障害者)とは、障害者(令和5年中の所得の見積額が90万円以下の人に限りです。)と生計を一にする配偶者(障害者控除等として給与を支払う人及び自由事業等控除等を受ける人)と、令和5年中の所得の見積額が50万円以下の人をいいます。  
注2 同一生計配偶者とは、所得等(令和5年中の所得の見積額が90万円以下の人に限りです。)と生計を一にする配偶者(障害者控除等として給与を支払う人及び自由事業等控除等を受ける人)と、令和5年中の所得の見積額が50万円以下の人をいいます。

障害者又は勤労学生に該当する事実やその人の氏名など

## (5) 障害者控除額

障害者控除額は、次のとおりです。

① 一般の障害者	1人につき	27万円
② 特別障害者	1人につき	40万円
③ 同居特別障害者	1人につき	75万円

### 実務のポイントⅢ-5/ひとり親控除

- 申告されているひとり親は、給与の支払を受ける人(所得者)本人ですか。
- 合計所得金額は500万円以下ですか。

### (1) ひとり親控除の適用要件

ひとり親とは、給与の支払を受ける人自身が、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次のいずれにも該当する人をいいます。

- イ その所得者と生計を一にする子(他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が48万円以下の子に限り)を有すること。
- ロ 合計所得金額が500万円以下であること。
- ハ その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと(非事実婚要件)。

### (2) 非事実婚要件とは

非事実婚要件とされる「その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと」とは、次に掲げる人がいないことをいいます。

- イ その所得者が住民票に世帯主と記載されている人である場合には、その所得者と同一の世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人
- ロ その所得者が住民票に世帯主と記載されていない場合には、その所得者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

### (3) 「扶養控除等(異動)申告書」の【C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生】欄の記載事項

「扶養控除等(異動)申告書」のC欄の「ひとり親」に  チェックを付し、「障害者又は勤労学生の内容」欄は記載を要しません。

「ひとり親」に  を付します。

障害者、寡婦、 C ひとり親又は 勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者	区分	該当者	本人	同一生計 配偶者(注2)	扶養親族	<input type="checkbox"/> 寡婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、差別的な記載については注意してください。) 異動日及び事由
		一般の障害者				(人)	<input checked="" type="checkbox"/> ひとり親	
		特別障害者				(人)		
		同原特別障害者				(人)	<input type="checkbox"/> 勤労学生	

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、( )内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

(注) 障害控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が90万円以下の人)に限り、上記を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。  
2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

「ひとり親」についての記載は必要ありません。

### (4) ひとり親控除額

ひとり親控除額は、35万円です。

**実務のポイントⅢ - 6 / 寡婦控除**

- 申告されている寡婦は、給与の支払を受ける人(所得者)本人ですか。
- 合計所得金額は 500 万円以下ですか。

**(1) 寡婦控除の適用要件**

寡婦は、給与の支払を受ける人自身が、次のいずれかに該当する人をいいます。

- ① 夫と離婚した後婚姻をしていない人のうち、次に掲げる要件を満たすもの
  - イ 扶養親族を有すること。
  - 合計所得金額が 500 万円以下であること。
  - ハ その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。
- ② 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人のうち、次に掲げる要件を満たすもの
  - イ 合計所得金額が 500 万円以下であること。
  - その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

**(2) 非事実婚要件とは**

非事実婚要件とされる「その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと」とは、前記「実務のポイントⅢ - 5 (2)」に掲げる人(未届の夫等)をいいます。

**(3) 「扶養控除等(異動)申告書」の【C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生】欄の記載事項**

「扶養控除等(異動)申告書」のC欄の「寡婦」に  チェックを付し、「障害者又は勤労学生の内容」欄は記載を要しません。

「寡婦」に  を付します。

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者	区分	該当者	本人	同一世帯内 配偶者(注2)	扶養親族	<input checked="" type="checkbox"/> 寡婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、原則として、記載についての「注」の取扱いが適用されず、異動日及び事由)
	<input type="checkbox"/> ひとり親又は勤労学生	一般の障害者	(イ)	(ア)	(カ)	(キ)	<input type="checkbox"/> ひとり親	
		特別障害者	(イ)	(カ)	(キ)	(ク)	<input type="checkbox"/> 勤労学生	
		同族特別障害者	(イ)	(カ)	(キ)	(ク)		

上の該当する項目及び欄にチェックを付す。( )内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

(注)1 遺族控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の及ぼす額が900万円以下の人)に限り、主計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の総額が95万円以下の人をいいます。  
2 同一世帯内配偶者とは、所得者(主計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。))で、令和5年中の所得の及ぼす額が48万円以下の人をいいます。

「寡婦」についての記載は必要ありません。

**(4) 寡婦控除額**

寡婦控除額は、27 万円です。

✓ 実務のポイントⅢ - 7 / 勤労学生

- 申告されている勤労学生は給与の支払を受ける人(所得者)本人ですか。
- 専修学校や各種学校の生徒又は職業訓練法人の訓練生である人については、「扶養控除等(異動)申告書」に、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長や職業訓練法人の代表者の発行する在学証明書などが添付等されていますか。

(1) 勤労学生控除の適用要件

勤労学生控除は、給与の支払を受ける人自身が勤労学生に該当する場合にだけ受けられます。この場合の勤労学生とは、次に掲げる学生、生徒又は訓練生に該当する人で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます)のある人のうち、合計所得金額が75万円以下の人をいいます。ただし、給与所得等以外の所得の金額が10万円以下であることが必要です。

- ① 学校教育法第1条に規定する学校(大学、高等専門学校、高等学校など)の学生、生徒など
- ② 国、地方公共団体、学校法人、私立学校法第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人若しくはこれらに準ずる一定の法人の設置した専修学校や各種学校の生徒で、一定の要件に該当する課程を履修している人
- ③ 職業訓練法人が行う認定職業訓練を受ける訓練生で、一定の要件に該当する課程を履修する人

(2) 「扶養控除等(異動)申告書」の【C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生】欄の記載事項

「扶養控除等(異動)申告書」のC欄の「勤労学生」にチェックを付し、「障害者又は勤労学生の内容」欄には学校名・入学年月日・令和5年中の所得の種類とその見積額の記事を確認します。

「勤労学生」に☑を付します。

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	□ 障害者		障害者区分	本人	同一世帯内 既婚者(注2)	扶養親族	寡婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、表面の「2 記載についてのご注意」の注をお読みください。)	異動月日及び事由
	一般の障害者						□ ひろく		
	特別障害者						☑ 勤労学生		
	同族特別障害者								

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、( )内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

(注1) 職業訓練訓練生とは、所管官(令和5年中の所得の見積額が900万円以下)に限り、給与と並行して支給(青色事業専従者として給与を支払う人及び自営事業専従者)を指します。令和5年中の所得の総額が95万円以下の人をいいます。  
 (注2) 同一世帯内とは、所得者と世帯を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び自営事業専従者)を指します。令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

「障害者又は勤労学生の内容」欄には学校名・入学年月日・令和5年中の所得の種類とその見積額

(3) 勤労学生控除額

勤労学生控除額は、27万円です。

✓ 実務のポイントⅢ - 8 / 控除対象扶養親族等の判定の時期

- 控除対象扶養親族、障害者、ひとり親、寡婦、勤労学生に該当するかどうかは、原則としてその年の12月31日の現況により判定します。

控除対象扶養親族や障害者などに該当するかどうかは年末調整を行う日の現況により判定しますが、その判定の要素となる合計所得金額は年末調整を行う日の現況により見積もったその年中の合計所得金額により、また、年齢等はその年の12月31日の現況により判定します。ただし、その人が年途中で死亡したときは、その死亡の時の現況により判定することになっています。

(注) 所得者が年途中で死亡し又は出国をしたことにより年末調整をする場合の配偶者や親族について、その所得者と生計を一にしていたかどうかはその死亡又は出国の時の現況により、合計所得金額は死亡又は出国の時の現況により見積もったその年の1月1日から12月31日までの見積額によります。

✓ 実務のポイントⅢ - 9 / 「扶養控除等(異動)申告書」の控除額の計算

- 配偶者控除額や控除対象扶養控除額などの控除額の合計額は、「令和5年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」を用いて算出できます。

「扶養控除等(異動)申告書」の内容の確認が終わったら、その申告書に記載されている控除対象扶養親族及び障害者等の控除額の合計額は「令和5年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」を用いて算出できます。

[令和5年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表]

① 控除対象扶養親族の数に応じた控除額			
人数	控除額	人数	控除額
1人	380,000円	6人	2,280,000円
2人	760,000円	7人	2,660,000円
3人	1,140,000円	8人	7人を超える1人につき 380,000円を2,660,000円 に加えた金額
4人	1,520,000円		
5人	1,900,000円		
② 障害者等 がいる 場合 の 控除 額の 加算 額	イ 同居特別障害者に当たる人がいる場合	1人につき	750,000円
	ロ 同居特別障害者以外の特別障害者に当たる(人がいる)場合	1人につき	400,000円
	ハ 一般の障害者、寡婦又は勤労学生に当たる(人がいる)場合	左の一に該当 するとき 各	270,000円
	ニ 所得者本人がひとり親に当たる場合		350,000円
	ホ 同居老親等に当たる人がいる場合	1人につき	200,000円
	ヘ 特定扶養親族に当たる人がいる場合	1人につき	250,000円
	ト 同居老親等以外の老人扶養親族に当たる人がいる場合	1人につき	100,000円

- (注) 1 控除額の合計額は、「①」欄及び「②」欄により求めた金額の合計額となります。  
 2 控除対象配偶者は「①」欄の控除対象扶養親族の数には含めません。  
 3 同一生計配偶者に係る障害者控除は、「②」欄に含めて計算します。  
 4 基礎控除額及び配偶者(特別)控除額は、それぞれ「基礎控除申告書」及び「配偶者控除等申告書」により求めます。

### 3 「基礎控除申告書」の提出・記載内容の確認



ここでは、「基礎控除申告書」が各人から提出されているか確認を行い、その申告書の提出を受けて、記載内容の確認を行います。

#### 実務のポイントⅢ-10 / 申告書の提出等

- 「基礎控除申告書」は、控除の適用を受けようとする人から年末調整をする時まで提出を受けていますか。
- 合計所得金額が2,500万円を超える場合には基礎控除の適用はありません。

### ■ 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○株式会社 (フリガナ) イチカワ ヒロシ  
 給与の支払者の氏名 市川 浩  
 給与の支払者の氏名 藤町 2,2,13,13,4,4,5,5,6,6,7,7,8 (あなた) あなたの住所又は居所 東京都世田谷区三軒茶屋100  
 給与の支払者の氏名 市川 京子 (フリガナ) イチカワ キョウコ  
 給与の支払者の氏名 市川 翔太 (あなた) あなたの住所又は居所 東京都世田谷区三軒茶屋100

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

① 「基礎控除申告書」「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。

1. あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が100万円以下である場合は、「基礎控除申告書」兼「配偶者控除等申告書」を記載してください。

2. 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください。「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。

② 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が10万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「所得」欄の各項目のいずれにも該当しない場合は、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

給与所得者の配偶者控除等申告書

「控除額の計算」の表の「区分1」欄については、「基礎控除申告書」の「区分1」欄を参照してください。  
 「基礎控除申告書」の「区分1」欄(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分2」欄(A)～(D)に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者の氏名 (フリガナ) イチカワ キョウコ  
 配偶者の氏名 市川 京子  
 生年月日 昭和55年10月12日  
 年齢 55歳  
 性別 女  
 職業 主婦

① 給与所得者の基礎控除申告書の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000

控除額の計算

区分1

900万円以下 (A)  950万円超 950万円以下 (B)  950万円超 1,000万円以下 (C)  1,000万円超 2,400万円以下  2,400万円超 2,450万円以下  2,450万円超 2,500万円以下

基礎控除の額 480,000

② 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000	400,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		400,000

配偶者の控除の適用

区分II

区分II	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
A	48万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	11万円	11万円	6万円	3万円		
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	8万円	4万円	2万円		
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	

配偶者控除の額 380,000  
 配偶者特別控除の額

③ 所得金額調整控除申告書

あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が950万円以下の場合は、記載する必要はありません。

所得金額調整控除申告書の記載

区分	所得の種類	収入金額	所得金額
A	同一生計配偶者	8,970,000	2,213,133
	同一生計配偶者又は扶養親族の氏名		
	扶養親族の氏名		
B	同一生計配偶者		
	同一生計配偶者又は扶養親族の氏名		
	扶養親族の氏名		
C	同一生計配偶者		
	同一生計配偶者又は扶養親族の氏名		
	扶養親族の氏名		

- 1 給与所得者の基礎控除申告書 (21頁/実務のポイントⅢ-10 (4) 参照)
- 2 給与所得者の配偶者控除等申告書 (22頁/実務のポイントⅢ-11 (1) 参照)
- 3 所得金額調整控除申告書 (27頁/実務のポイントⅢ-18 (2) 参照)

### (1) 「基礎控除申告書」の記載内容の確認

基礎控除は、年末調整の際に「基礎控除申告書」に基づいて控除することになりますから、控除の適用を受けようとする人から年末調整を行う時まで「基礎控除申告書」の提出を受け、記載内容を確認しておく必要があります。

### (2) 合計所得金額により適用を判定

基礎控除は所得者の合計所得金額により適用の有無や控除額が異なります。その人の給与等の収入金額が年末調整の対象となる2,000万円以下であっても、他の所得金額を含めた合計所得金額により適用を判定します。

### (3) 基礎控除額

基礎控除額は所得者の合計所得金額により、右の表の額となります。

所得者の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	適用なし

### (4) 「基礎控除申告書」の「○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」欄の記載

「基礎控除申告書」の「○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」欄に所得金額を記載し、その合計所得金額を基に「○控除額の計算」欄の該当欄にチェックして基礎控除額を求めます。

なお、「区分Ⅰ」の合計所得金額1,000万円以下の所得者について、その金額に従ってA、B又はCを記載し、「配偶者控除等申告書」を記載する際に使用します。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000円	6,973,000円 <small>(裏面「41」を参照)</small>
(2) 給与所得以外の所得の合計額		<small>(裏面「42」を参照)</small>

あなたの本年中の合計所得金額の見積額  
(1)と(2)の合計額) **6,973,000円**

○ 控除額の計算

判定	控除額	基礎控除額
<input checked="" type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円	480,000円
<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)		
<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)		
<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下		
<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

区分Ⅰ  
A  
(左のA～Cを記載)  
基礎控除の額  
480,000円

右の設例では、「○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」欄が6,973,000円となっているので、「○控除額の計算」の「判定」欄の「900万円以下(A)」に  チェックを入れます。また、「基礎控除の額」の欄には480,000円と記載します。

#### 【給与所得金額の計算】

- ① 給与所得控除後の金額  $8,970,000 \text{円} - 1,950,000 \text{円} = 7,020,000 \text{円}$   
(64頁/表[令和5年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表]参照)
- ② 所得金額調整控除額  $(8,970,000 \text{円} - 8,500,000 \text{円}) \times 10\% = 47,000 \text{円}$   
(28頁/「(4) 所得金額調整控除額」参照)
- ③ 所得金額調整控除後の給与所得金額  $7,020,000 \text{円} - 47,000 \text{円} = 6,973,000 \text{円}$

## 4 「配偶者控除等申告書」の提出・記載内容の確認



### 実務のポイントⅢ - 11 / 申告書の提出等

- 「配偶者控除等申告書」は、生計を一にする配偶者について配偶者（特別）控除の適用を受けようとする人から年末調整をする時まで提出を受けていますか。

#### (1) 「配偶者控除等申告書」の記載内容の確認

配偶者控除又は配偶者特別控除は、年末調整の際に「配偶者控除等申告書」に基づいて控除することになっていきますから、控除の適用を受けようとする人から年末調整を行う時まで「配偶者控除等申告書」の提出を受け、記載内容を確認しておく必要があります。

「配偶者控除等申告書」に配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名・個人番号・生年月日等を記載（下記①）し、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の合計額を基に配偶者控除又は配偶者特別控除の控除額を計算します。

なお、所得者の合計所得金額の見積額は、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」を使用します（下記②）。

#### ◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

①

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
イ イチカワ キョウコ 市川 京子	7 7 8 8 9 9 0 0 1 1 2 2	明・大 平 55年 10月 12日
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者
		生計を一にする事実

#### ○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額	判定
(1) 給与所得	950,000 円	400,000 円 (裏面「4(1)」を参照)	<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭29.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》 (①) <input checked="" type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳未満 (②)
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円 (裏面「4(2)」を参照)	<input type="checkbox"/> 48万円超95万円以下 (③) <input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下 (④)
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①)と②の合計額)		* 400,000 円	区分Ⅱ ② (上の①～④を記載)

#### ○ 控除額の計算

		区分Ⅱ										配偶者控除の額	
		④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(①)と②の合計額」)(*印の金額)										配偶者特別控除の額	
		95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下				
区分Ⅰ	A	18万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	380,000 円 配偶者特別控除の額 円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	
摘要		配偶者控除					配偶者特別控除						

※ この控除額の計算の表を参考し記載してください。

#### 【配偶者の給与所得金額の計算】

$$950,000 \text{ 円} - 550,000 \text{ 円} = 400,000 \text{ 円}$$

(56 頁/表「令和 5 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」参照)



## (2) 合計所得金額により適用を判定

配偶者控除又は配偶者特別控除は、所得者及びその配偶者の合計所得金額により適用の有無や控除額が異なります。

## (3) 配偶者控除及び配偶者特別控除が適用できない場合

控除対象配偶者又は生計を一にする配偶者が提出した公的年金等の「扶養親族等(異動)申告書」に源泉控除対象配偶者として記載された所得者は、その所得者の年末調整において配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

また、所得者の配偶者が、給与等や公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けている場合(その配偶者がその年分の所得について、年末調整において配偶者特別控除の適用を受けなかった場合又は確定申告書の提出をして配偶者特別控除の適用を受けなかった場合を除きます)には、その所得者は、その年分の所得税の確定申告において配偶者特別控除の適用を受けることができません。

## (4) 非居住者である配偶者に係る配偶者控除等の適用を受ける場合

非居住者である配偶者に係る配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「配偶者控除等申告書」にその旨を記載した上、その申告書に親族関係書類及び送金関係書類を添付等することとされています(10頁/実務のポイントⅢ-3(6)参照)。

なお、「扶養控除等(異動)申告書」を提出する際に、非居住者である配偶者に係る親族関係書類を添付等している場合には親族関係書類は不要です。

### 実務のポイントⅢ-12 / 控除対象配偶者の確認

- 給与の支払を受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えていませんか。
- 配偶者の合計所得金額は48万円以下ですか。
- 配偶者が他の所得者の扶養親族とされていませんか。また、青色事業専従者等に該当しませんか。

## (1) 給与の支払を受ける人の合計所得金額と控除額

配偶者控除は給与の支払を受ける人の合計所得金額が900万円以下の場合に38万円の控除を受け、900万円超1,000万円以下の場合には控除額が減少します。

合計所得金額が1,000万円以下であるためには、その人の所得が給与と所得だけの場合には、本年の給与の収入金額が1,195万円(所得金額調整控除の適用がある場合は1,210万円)以下となります。

## (2) 控除対象配偶者の判定

控除対象配偶者の判定に当たっては、次の点に注意します。

- ① 配偶者（婚姻届が提出されている人に限られますので、いわゆる内縁関係の人は含まれません）が給与の支払を受ける人の控除対象配偶者となるためには、その給与の支払を受ける人と生計を一にし、かつ、本年分の合計所得金額が48万円以下でなければなりません。

次の場合には、配偶者の本年分の合計所得金額が48万円以下になります。

イ その人の所得が給与所得だけの場合には、本年の給与の収入金額が103万円以下

ロ その人の所得が公的年金等だけの場合には、本年の公的年金等の収入金額が158万円（年齢65歳未満の人は108万円）以下

ハ その人が家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人で、その人の所得がこれらの収入金額だけの場合には、本年中のこれらの収入金額が103万円以下

- ② 給与の支払を受ける人と生計を一にする配偶者やその他の親族であっても、青色事業専従者として給与の支払を受ける人や白色事業専従者は控除対象者から除かれます。

## (3) 老人控除対象配偶者

老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢が70歳以上の人をいい、昭和29年1月1日以前に生まれた人となります。

## (4) 配偶者特別控除と配偶者控除の適用

配偶者特別控除の適用を受けている人は配偶者控除の適用を受けることはできません。

### ✓ 実務のポイントⅢ - 13 / 判定の時期

- 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者に該当するかどうかは、原則としてその年の12月31日の現況により判定します。

所得者の控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者に該当するかどうかは、年末調整を行う日の現況により判定します。その判定の要素となる合計所得金額は年末調整を行う日の現況により見積もったその年中の合計所得金額により、また、年齢等はその年の12月31日の現況により判定します。ただし、年の途中で死亡した配偶者についてはその死亡の時の現況によることとされています。

(注) 所得者が年の途中で死亡し又は出国をしたことにより年末調整をする場合の配偶者について、その居住者と生計を一にしていたかどうかはその死亡又は出国の時の現況により、合計所得金額は死亡又は出国の時の現況により見積もったその年の1月1日から12月31日までの見積額によります。

✓ 実務のポイントⅢ - 14 / 配偶者控除額の確認

- 配偶者控除額は、給与の支払を受ける人の合計所得金額に応じて控除額が異なりますので、控除額が正しく計算されているかどうか確認します。

配偶者控除額は、「配偶者控除等申告書」に記載された給与の支払を受ける人及び配偶者の合計所得金額を基に計算をすることとされており、次の表の金額となります。

	所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が 給与所得だけの 場合の給与等の 収入金額
	900万円以下 〔1,095万円以下〕	900万円超 950万円以下 〔1,095万円超 1,145万円以下〕	950万円超 1,000万円以下 〔1,145万円超 1,195万円以下〕	
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	103万円以下
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	

(注) 所得金額調整控除の適用がある場合の給与等の収入金額(〔 〕内の金額)は、それぞれの金額に15万円を加算した金額になります。

✓ 実務のポイントⅢ - 15 / 配偶者特別控除額の確認

- 給与の支払を受ける人の合計所得金額は1,000万円を超えていませんか。  
 配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下ですか。  
 配偶者が他の所得者の扶養親族とされていませんか。また、青色事業専従者等に該当していませんか。

(1) 給与の支払を受ける人の合計所得金額と控除額

配偶者特別控除は給与の支払を受ける人(所得者)の合計所得金額が900万円以下で配偶者の合計所得金額が48万円超95万円以下の場合に38万円の控除を受け、所得者の合計所得金額が900万円超1,000万円以下の場合には控除額が減少します。

## (2) 控除対象配偶者以外の配偶者が対象

この控除は、控除対象配偶者以外の配偶者がその対象とされ、その配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合に限って適用されることになっているので、配偶者の所得が給与所得だけの場合には、その収入金額が103万円超201万6千円未満のときに、この控除を受けることができます。

## (3) いずれか一方の配偶者に適用

夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。

### ✓ 実務のポイントⅢ - 16 / 特別控除額の確認

配偶者特別控除額は、給与の支払を受ける人及びその配偶者の合計所得金額に応じて控除額が異なりますので、控除額が正しく計算されているかどうか確認します。

配偶者特別控除額は、「配偶者控除等申告書」に記載された給与の支払を受ける人及び配偶者の合計所得金額を基に計算することとされており、次の表の金額となります。

配偶者の 合計所得金額	所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得 だけの場合の給与等 の収入金額
	900万円以下 〔1,095万円以下〕	900万円超 950万円以下 〔1,095万円超 1,145万円以下〕	950万円超 1,000万円以下 〔1,145万円超 1,195万円以下〕	
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
133万円超	0万円	0万円	0万円	2,015,999円超

(注) 所得金額調整控除の適用がある場合の給与等の収入金額(〔 〕内の金額)は、それぞれの金額に15万円を加算した金額になります。

## 5 「所得金額調整控除申告書」の提出・記載内容の確認



### ✓ 実務のポイントⅢ - 17 / 申告書の提出等

- 「所得金額調整控除申告書」は、子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除（以下「所得金額調整控除（子ども等）」といいます）の適用を受けようとする人から年末調整をする時まで提出を受けていますか。
- 所得金額調整控除額は給与の支払者が計算します。

#### (1) 「所得金額調整控除申告書」の記載内容の確認

所得金額調整控除（子ども等）は、年末調整の際に「所得金額調整控除申告書」の提出を受けて控除することになっていますから、控除の適用を受けようとする人から年末調整の時まで「所得金額調整控除申告書」の提出を受け、記載内容を確認しておく必要があります。

#### (2) 所得金額調整控除額の計算

給与の支払者は、提出された「所得金額調整控除申告書」の内容を基に所得金額調整控除額を計算します。

### ✓ 実務のポイントⅢ - 18 / 申告書の記載内容の確認と控除額

- 給与の支払を受ける人の給与の収入金額が 850 万円を超えていますか。
- 共働き世帯の所得者について扶養親族等の判定に誤りはないですか。

#### (1) 所得金額調整控除（子ども等）の適用を受ける要件

所得金額調整控除は、給与等の収入金額が 850 万円を超える所得者で次に該当する人に適用されます。

- ① 所得者が特別障害者である人
- ② 特別障害者である同一生計配偶者を有する人
- ③ 特別障害者である扶養親族を有する人
- ④ 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する人

#### (2) 「所得金額調整控除申告書」への記載

「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄（次頁①）にチェックし、その内容に従って「☆扶養親族等」欄に氏名等（次頁②）、「★特別障害者」欄に障害の状態又は交付を受けた手帳などの交付日、障害の程度等の特別障害者に該当する事実を記載します（次頁③）（「扶養控除等（異動）申告書」に記載している特別障害者と同一である場合は「扶養控除等（異動）申告書のとおり」と記載して差し支えありません）。

◆ **所得金額調整控除申告書** ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記

1 年調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に  
 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件に  
 調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算

2 エックを付け記載をすることで差し支えあ  
 、この申告書に所得金額調整控除の額

3 左記の者の生年月日  
 男・女 19年 5月 20日  
 左記の者の左記の者の合計  
 あなたの所得所得金額(各種別)

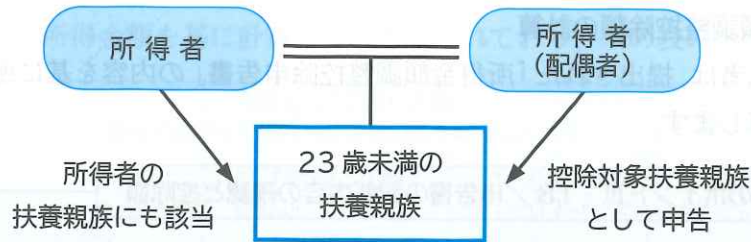
4 (注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除き  
 )以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載) <input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 <sup>(1)</sup> が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載) <input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載) <input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平成13.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)	<input type="checkbox"/> (フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名 イチカワ ショウタ 市川 翔太	左記の者の生年月日 男・女 19年 5月 20日 左記の者の左記の者の合計 あなたの所得所得金額(各種別)	★特別障害者 特別障害者に該当する事実 (裏面「9-24」を参照) <input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書のとおり
----	---	---	--	--

### (3) 共働き世帯における適用

共働き世帯の子のように同一世帯に2人以上の所得者がいる場合の扶養親族に該当する人は、扶養控除の適用において扶養親族はいずれか1人の所得者の控除対象扶養親族とされますが、所得金額調整控除の適用においては双方の所得者の扶養親族に該当します。このため、扶養控除とは異なり扶養親族が年齢23歳未満の子が1人であっても双方の所得者(夫婦)が所得金額調整控除の適用を受けることができます。

また、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族について、2人以上の所得者がいる場合にも同様に扱われます。



### (4) 所得金額調整控除額

給与の支払者は、申告書の内容が適用要件を満たしていることを確認し、所得金額調整控除額を計算して、給与所得控除後の給与等の金額から所得金額調整控除額を控除します。

$$\begin{aligned}
 & (\text{給与等の収入金額} - 850 \text{ 万円}) \times 10\% = \text{所得金額調整控除額} \\
 & (1,000 \text{ 万円限度}) \qquad\qquad\qquad (\text{最高 } 15 \text{ 万円} \cdot 1 \text{ 円未満の端数切上げ})
 \end{aligned}$$

### (5) 判定の時期

年齢23歳未満の扶養親族を有するかどうかなどの判定は、「所得金額調整控除申告書」を提出する日の現況により判定することとなります。なお、その判定の要素となる合計所得金額については、その申告書を提出する日の現況により見積もったその年の合計所得金額によることとなり、その判定の要素となる年齢については、その年の12月31日(その申告書を提出する時まで死亡した者については、その死亡の時)の現況によることとなります。

# 6 「保険料控除申告書」の提出・記載内容の確認



## 実務のポイントⅢ - 19 / 申告書の提出等

□ 「保険料控除申告書」は、保険料控除の適用を受けようとする人から年末調整をする時まで提出を受けていますか。

### 「保険料控除申告書」の記載内容の確認

生命保険料控除等各種の保険料控除は、「保険料控除申告書」に基づいて控除することになっていますから、年末調整を行う時まで「保険料控除申告書」の提出を受け、記載内容を確認しておく必要があります。

(注) 保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除に係る控除証明書等は勤務先に電子データで提供できることとされています。電子化を行う場合、所得者は保険会社等から控除証明書等を、給与の支払者は所得者から保険料控除申告書等を電子データにより受領するシステムを準備する必要があります。

### ■ 保険料控除申告書

**令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書**

所轄税務官 <b>麴町</b> 税務官氏名	給与の支払者の名称(氏名) <b>株式会社〇〇〇〇〇</b> 給与の支払者の法人番号 <b>1   1   2   2   3   3   4   4   5   5   6   6   7</b> 給与の支払者の所在地(住所) <b>東京都千代田区霞が関3</b>	(フリガナ) あなたの氏名 <b>アサダ シンジ</b> <b>浅田 伸治</b> あなたの住所又は居所 <b>東京都練馬区練馬100</b>	記録用QRコード  保
-----------------------------	--	---	-------------------

保険会社等の名称	保険等の種類	契約期間	保険等の契約者の氏名	保険等の受取人の氏名	新・旧の区分	給付金の種類	給付金の金額	
							(a)	(b)
〇〇生命	養老	10年	浅田伸治	浅田真弓 妻	新	①	25,000	円
〇〇生命	養老	20年	同上	同上	新	②	80,000	円
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 <b>A 25,000</b>							(b)のうち新給付金の金額の合計額 <b>① 22,500</b>	計(①+②) <b>④ 40,000</b>
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 <b>B 80,000</b>							(b)のうち旧給付金の金額の合計額 <b>② 45,000</b>	計(③+④) <b>⑤ 45,000</b>
(a)の金額の合計額 <b>C 80,000</b>							この金額を下の計算式1(新優待控除専用)に当てはめて計算した金額 <b>⑥ 40,000</b>	
〇〇生命	〇〇年金	20年	浅田伸治	浅田伸治 本人	新	③	90,000	円
〇〇生命	〇〇年金	30年	同上	浅田伸治 同上	新	④	30,000	円
(a)のうち新優待料等の金額の合計額 <b>D 90,000</b>							(b)のうち新給付金の金額の合計額 <b>③ 40,000</b>	計(③+④) <b>⑦ 40,000</b>
(a)のうち旧優待料等の金額の合計額 <b>E 30,000</b>							(b)のうち旧給付金の金額の合計額 <b>④ 27,500</b>	計(④+⑦) <b>⑧ 40,000</b>

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	契約期間	保険等の契約者の氏名	保険等の受取人の氏名	新・旧の区分	給付金の種類	給付金の金額	
××火災	地震(建物)	5年	浅田伸治	浅田伸治 本人	新	①	42,000	
	△△火災	積立(傷害)	20年	浅田伸治	浅田伸治 本人	新	②	14,800
	③のうち地震保険料の金額の合計額 <b>④ 42,000</b>						⑤のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 <b>⑥ 14,800</b>	
(a)の金額の合計額 <b>⑦ 42,000</b>							(b)の金額(⑦の金額が10,000円を超える場合は⑦×1/2+5,000)※ <b>⑧ 12,400</b>	
⑧のうち地震保険料控除額 <b>⑨ 50,000</b>								

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
合計(控除額)			

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計(控除額)	

計算式I(新優待控除専用)※	計算式II(旧優待控除専用)※
A. C×1Dの金額	B又はEの金額
控除額の計算式	控除額の計算式
20,000円以下	25,000円以下
A. C×1Dの金額	A. C×1Dの金額
20,001円から40,000円まで	25,001円から50,000円まで
(A. C×1D) × 1/2 + 10,000円	(B又はE) × 1/2 + 12,500円
40,001円から80,000円まで	50,001円から100,000円まで
(A. C×1D) × 1/4 + 20,000円	(B又はE) × 1/4 + 25,000円
80,001円以上	100,001円以上
一律に40,000円	一律に50,000円
	<b>120,000</b> 円

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

- イ 生命保険料控除 (32 頁／実務のポイントⅢ - 22 参照)
- ロ 地震保険料控除 (34 頁／実務のポイントⅢ - 23 参照)
- ハ 社会保険料控除 (30 頁／実務のポイントⅢ - 20 参照)
- ニ 小規模企業共済等掛金控除 (31 頁／実務のポイントⅢ - 21 参照)

✓ 実務のポイントⅢ - 20 / 社会保険料控除の確認

- 申告された社会保険料は、国民年金や国民健康保険の保険料など社会保険料控除の対象となるものです。
- 給与の支払を受ける人(所得者)自身又はその人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で、かつ、給与の支払を受ける人(所得者)自身が支払ったものですか。
- 未払のものや、翌年以降分で本年中に前払したものが含まれていませんか。

(1) 社会保険料控除

社会保険料とは、次のものをいいます。

① 健康保険の保険料	
② 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税	
③ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料	
④ 介護保険法の規定による介護保険料	
⑤ 雇用保険の被保険者として負担する労働保険料	
⑥ 国民年金の保険料及び国民年金基金の加入者の掛金	
⑦ 農業者年金の保険料	など

(2) 給与から差し引かれる社会保険料

給与から差し引かれる健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料などは、給与の支払者が控除額を計算しますので、この申告書に含めて申告する必要はありません。

(注) 学生である子など、所得者本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で所得者本人が支払ったものも控除できますので、申告漏れのないよう注意してください。

(3) 前納保険料

翌年以降分を本年中に一括して支払ったいわゆる「前納保険料」については、次の算式によって計算した金額が、本年中に支払った社会保険料として控除の対象となります。



前納保険料の総額  
(割引があるときは  
割引後の金額)

前納保険料についての本年中に  
到来する納付期日の回数  
×  
前納保険料についての  
納付期日の総回数

ただし、前納の期間が1年以内のもの及び法令に一定期間前納できる規定があり、その規定に基づいて前納したものについては、給与の支払を受ける人(所得者)がその全額を申告書に記載して提出したときは、その全額を控除して差し支えありません。

#### (4) 証明書類の添付等

所得者本人が支払った国民年金の保険料と国民年金基金の掛金は、支払った証明書類を申告書に添付等する必要がありますが、その他の社会保険料は必要はありません。

#### ☑ 実務のポイントⅢ - 21 / 小規模企業共済等掛金控除の確認

- 給与の支払を受ける人(所得者)自身が本年中に支払ったものですか  
(※前納掛金については、社会保険料の場合と同じ取扱いとなります)。
- 前納減額金がある場合には、その金額が差し引かれていますか。
- 本人が直接支払ったものについて、その証明書類が添付等されていますか。

#### (1) 小規模企業共済等掛金

小規模企業共済等掛金とは、次のものをいいます。

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と契約した共済契約(旧第2種共済契約を除きます)に基づいて支払った掛金
- ② 確定拠出年金法に基づく企業型年金又は個人型年金の加入者掛金  
(注) 給与から控除されるものは給与から控除される社会保険料に含めます。
- ③ 地方公共団体の行う心身障害者扶養共済制度で一定の要件を備えたものの掛金

#### (2) 前納保険料

前頁「実務のポイントⅢ - 20 (3)」を参照してください。

#### (3) 証明書類の添付等

小規模企業共済等掛金について、①給与から控除されるものは社会保険料控除に含めて控除しますが、②本人が直接支払うものは申告書に支払ったことの証明書類を添付等して控除することになっています。

✓ 実務のポイントⅢ - 22 / 生命保険料控除の確認

- 保険金の受取人は、給与の支払を受ける人(所得者)本人又はその人の配偶者やその他の親族となっていますか。
- 申告された保険料は所得者本人が支払ったものですか。
- 保険料は、本年中に支払ったものですか。
- 剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けている場合に、その剰余金等の額が控除されていますか。
- 支払った保険料の証明書類は保険料の金額の多寡にかかわらず(一般の旧生命保険料は支払った保険料等が9,000円超のものについて)添付等されていますか。
- 控除額は正しく計算されていますか。

### (1) 生命保険料控除の対象となる生命保険料

生命保険料控除の対象となる生命保険料とは、次のような生命保険契約等に基づいて本年中に支払った保険料や掛金で、所得者本人が支払ったものをいいます。また、保険料は「一般の生命保険料」、「介護医療保険料」及び「個人年金保険料」に区分され、さらに「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」は、平成24年1月1日以後に契約した「新保険料」と平成23年12月31日以前に契約した「旧保険料」に区分して控除額を計算します。

- |   |
|---|
| ① 生命保険会社又は外国生命保険会社等と締結した保険契約のうち、生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの(外国生命保険会社等を締結した保険契約については国内で締結したものに限り)                          |
| ② 廃止前の簡易生命保険法第3条に規定する簡易生命保険契約のうち、生存又は死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもの   |
| ③ 農業組合等一定の組合等と締結した生命共済契約等のうち、生存又は死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもの   |
| ④ 確定給付企業年金に係る規約又は適格退職年金契約   |
| ⑤ 生命保険会社、外国生命保険会社等、損害保険会社又は外国損害保険会社等と締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由により保険金等が支払われる保険契約のうち、医療費等を支払ったことなど医療費等支払事由に起因して保険金等が支払われるもの |

### (2) 証明書類等の添付等

証明書類又は電磁的記録印刷書面の添付は、旧生命保険料については本年中に支払った一契約の保険料又は掛金の金額が9,000円を超えるものについて、また、旧生命保険料以外の保険料については、金額の多寡にかかわらず全てのものについて必要となります。

支払った保険料がいずれの生命保険料控除の対象となるかの判定は、実務上は証明書類の表示を確認して行うことになります。

### (3) 生命保険料控除額の計算

「保険料控除申告書」に記載されている生命保険料の控除額が、保険料の証明書類に記載された内容に従って一般の生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料の区ごとに、それぞれ正しく計算されているかどうかを確かめます。

生命保険料の控除額は、次の表により計算した一般の生命保険料の控除額(①、②、③のうち最も大きい金額)、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額(④、⑤、⑥のうち最も大きい金額)の合計額となります。

なお、一般の生命保険料の控除額、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額の合計額が12万円を超える場合には、生命保険料の控除額は12万円が限度となります。

保険料の区分		控 除 額
一般の生命保険料	(1) 支払った新生命保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除きます)	計算式Ⅰに当てはめて計算した金額(①)
	(2) 支払った旧生命保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除きます)	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額(②)
	(3) 支払った新生命保険料及び旧生命保険料の両方について控除の適用を受ける場合	上記①及び②の金額の合計額(最高4万円)(③)
介護医療保険料		計算式Ⅰに当てはめて計算した金額
個人年金保険料	(1) 支払った新個人年金保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除きます)	計算式Ⅰに当てはめて計算した金額(④)
	(2) 支払った旧個人年金保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除きます)	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額(⑤)
	(3) 支払った新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方について控除の適用を受ける場合	上記④及び⑤の金額の合計額(最高4万円)(⑥)

[計算式Ⅰ（新生命保険料、介護医療保険料又は新個人年金保険料を支払った場合）]

支払った保険料等の金額	控除額
20,000 円以下	支払った保険料等の金額の全額
20,001 円以上 40,000 円以下	支払った保険料等の金額の合計額 $\times \frac{1}{2} + 10,000$ 円
40,001 円以上 80,000 円以下	支払った保険料等の金額の合計額 $\times \frac{1}{4} + 20,000$ 円
80,001 円以上	一律に 40,000 円

[計算式Ⅱ（旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合）]

支払った保険料等の金額	控除額
25,000 円以下	支払った保険料等の金額の全額
25,001 円以上 50,000 円以下	支払った保険料等の金額の合計額 $\times \frac{1}{2} + 12,500$ 円
50,001 円以上 100,000 円以下	支払った保険料等の金額の合計額 $\times \frac{1}{4} + 25,000$ 円
100,001 円以上	一律に 50,000 円

※ 計算式Ⅰ及びⅡの控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

**✓ 実務のポイントⅢ - 23 / 地震保険料控除の確認**

- 給与の支払を受ける人（所得者）本人又はその人と生計を一にする配偶者やその他の親族が所有して常時居住している家屋や生活に通常必要な家財を保険又は共済の目的としていますか。
- 申告された地震等損害部分の損害保険料は、所得者本人が支払ったものですか。
- 剰余金の分配や割戻金の割戻しなどは差し引かれていますか。
- 支払った保険料の証明書類は添付等されていますか。

(1) 地震保険料控除の対象となる地震保険料

地震保険料控除の対象となる地震保険料とは、損害保険会社等と締結した地震等損害により居住する家屋や生活に通常必要な家財について生じた損失を補てんする保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に基づく地震等損害部分の保険料や掛金で所得者本人が支払ったものをいいます。

(2) 旧長期損害保険契約等

平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（以下「旧長期損害保険契約等」といいます）の保険料又は掛金（以下「旧長期損害保険料」といいます）を支払った場合には、一定の金額について地震保険料控除の対象に含めることができます。

(3) 証明書類等の添付等

証明書類又は電磁的記録印刷書面の添付等は、金額の多寡にかかわらず全てのものについて必要となります。

(4) 地震保険料控除額の計算

地震保険料控除額の計算は次によります。

	支払った保険料等の区分	支払った保険料等の金額		地震保険料の控除額
A	地震保険料等に係る契約の全てが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当するものである場合	—	—	その年中に支払った地震保険料の金額の合計額 (最高 5 万円)
B	地震保険料等に係る契約の全てが旧長期損害保険契約に該当するものである場合	旧長期損害保険料の金額の合計額	10,000 円以下	その合計額
			10,001 円以上 20,000 円以下	$\left[ \text{支払った保険料等の金額の合計額} \right] \times \frac{1}{2} + 5,000 \text{ 円}$
			20,001 円以上	一律に 15,000 円
C	AとBがある場合	A、Bそれぞれ計算した金額の合計額	50,000 円以下	その合計額
			50,001 円以上	一律に 5 万円

## 7 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」の提出・記載内容の確認



### ✓ 実務のポイントⅢ - 24 / 申告書の提出等

- 「住宅借入金等特別控除申告書」は、年末調整をする時まで提出を受けていますか。
- 金融機関等が発行した「年末残高等証明書」が添付されていますか。

### 「住宅借入金等特別控除申告書」の記載内容の確認

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける最初の年分は確定申告によらなければなりません。その後の年分については、年末調整の際に控除を受けようとする人から提出された「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(以下「住宅借入金等特別控除申告書」といいます)に基づいて控除を行うことができることになっています。このため、年末調整の時までに控除を受けようとする人から所要事項を記載した「住宅借入金等特別控除申告書」の提出を受け、この申告書に記載された「住宅借入金等の最高額」、「年間所得の見積額」、「控除率」又は「連帯債務割合」等に基づいて控除額が正しく計算されているか確認しておく必要があります。

なお、「住宅借入金等特別控除申告書」には、次に掲げる証明書の添付が必要です。

- ① その人の住所地の税務署長が発行した「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」(以下「控除証明書」といいます)
- ② 借入等を行った金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」又は「電磁的記録印刷書面」(以下「年末残高等証明書」といいます)

控除証明書は「住宅借入金等特別控除申告書」の下部に記載されており、記載された証明事項に基づいて、同申告書の申告欄により住宅借入金等特別控除の額を計算します。

イ 証明事項①～④は、住宅等の新築や購入について、居住開始年月日と適用される控除の区分(特定取得、特別特定取得等)、家屋や土地に関する事項等が記載されます。

ロ 証明事項⑤～⑦は、増改築等について、居住開始年月日等が記載されます。

(注) 住宅借入金等特別控除に係る年末残高証明書等について、勤務先へ電子データにより提供できるなど年末調整手続の電子化が実施されました。電子データによる控除を受けようとする人は金融機関等から年末残高証明書等を、給与の支払者はその人から住宅借入金等特別控除申告書等を電子データにより受領するシステムを準備する必要があります。

✓ 実務のポイントⅢ - 25 / 内容の確認

- 住宅の取得者と「住宅借入金等特別控除申告書」を提出する者(氏名・住所)が同一ですか。
- その住宅に入居後年末まで引き続いて「住宅借入金等特別控除申告書」を提出する者が居住していますか。
- 給与の支払を受ける人(所得者)自身の合計所得金額が一定額以下となっていますか。

(1) 住宅借入金等特別控除

① 一般の住宅の取得等の場合(本則)

個人が国内において、一定の居住用家屋の新築、新築住宅や既存住宅の取得又は増改築等(以下「住宅の取得等」といいます)をして、これらの家屋又は増改築部分を平成26年1月1日から令和4年12月31日までの間にその人の居住の用に供した場合(住宅の取得等をした日から6か月以内に居住の用に供した場合に限ります)に、その人がその住宅の取得等のための一定の借入金又は債務(以下「住宅借入金等」といいます)を有するときは、その居住の用に供した日の属する年(以下「居住年」といいます)以後10年間又は13年間の各年(その年の12月31日(死亡した場合はその死亡の日)まで引き続き居住の用に供している場合に限ります)のうち、合計所得金額が2,000万円(居住年が令和3年12月31日以前に居住又は特別特例取得の場合は3,000万円、特例特別特例取得、特例居住用家屋又は特例認定住宅の場合は1,000万円)以下である年について、その住宅借入金等の年末残高に応じて一定の控除率により算出された住宅借入金等特別控除額をその年分の所得税額から控除することができます。

(注) 特例特別特例取得、特例居住用家屋及び特例認定住宅とは、床面積が40㎡以上50㎡未満の家屋をいいます。

なお、令和元年10月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した家屋が特別特定取得及び新型コロナ税特法の特例取得、特別特例取得又は特例特別特例取得[38頁/注2・3参照]に該当する場合には、11年目から13年目までの各年において次のイ又はロいずれか少ない金額が控除されます。

イ 住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1%

ロ [住宅の取得等の対価の額又は費用の額-その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等](4,000万円を限度)×2%÷3

② 認定住宅の新築等の場合

個人が一定の認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅の取得等をして平成26年1月1日から令和4年12月31日までの間にその人の居住の用に供した場合、その人がこれらの認定住宅等の取得等のための借入金等を有するときは、上記①との選択により別の控除率を適用できる特例が設けられています。

また、令和元年10月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供

した家屋が特別特定取得、特例取得、特別特例取得、特例特別特例取得に該当する認定住宅の取得等である場合、11年目から13年目までは上記①の控除期間の特例が適用されます。

[令和5年分の年末調整の対象(令和4年12月31日居住開始分まで)となる住宅の取得等]

A: 2,000万円以下の部分の金額  
 B: 2,000万円超3,000万円以下の部分の金額  
 C: 3,000万円超3,500万円以下の部分の金額  
 D: 3,500万円超4,000万円以下の部分の金額  
 E: 4,000万円超4,500万円以下の部分の金額  
 F: 4,500万円超5,000万円以下の部分の金額

住宅を居住の用に供した日	控除期間		住宅借入金等の年末残高の限度額と控除率						各年の控除限度額	
			A	B	C	D	E	F		
H26.1.1~ H26.3.31	本則	10年間	1.0%	—					20万円	
	認定住宅	10年間	1.0%	—					30万円	
H26.4.1~ R3.12.31	本則	特定取得	10年間	1.0%			—		40万円	
		特別特定取得*1	1~10年目	1.0%			—			
		特定取得以外	10年間	1.0%	—					20万円
	認定住宅	特定取得	10年間	1.0%			—		50万円	
		特別特定取得*1	1~10年目	1.0%			—			
		特定取得以外	10年間	1.0%	—					30万円
R4.1.1~ R4.12.31	本則	特別特例取得*2	1~10年目	1.0%			—		40万円	
		居住用家屋の新築等 買取再販住宅の取得	13年間	0.7%	—					21万円
		既存住宅の取得 ・増改築等	10年間	0.7%	—					14万円
	認定住宅等	特別特例取得*2	1~10年目	1.0%			—		50万円	
		認定住宅等の新築・買取再販認定住宅の取得								
		認定住宅	13年間	0.7%			—		35万円	
		ZEH水準 省エネ住宅	13年間	0.7%			—		31.5万円	
		省エネ基準 適合住宅	13年間	0.7%			—		28万円	
		上記以外	10年間	0.7%	—					21万円

\*1 上記に加えて、特例取得、特別特例取得、特例特別特例取得が含まれます。

\*2 上記に加えて、特例特別特例取得が含まれます。

- (注) 1 「特定取得」とは、個人の住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額(以下「消費税額等」といいます)が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合の住宅の取得等をいいます。
- 2 「特別特定取得」とは、個人の住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合の住宅の取得等をいいます。
- 3 特例取得、特別特例取得、特例特別特例取得とは、新型コロナ税特法に規定する住宅借入金等特別控除の特例の適用を受ける家屋等をいいます。
- 4 控除額の100円未満の端数は切り捨てます。



## (2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除

高齢者等居住改修工事等、断熱改修工事等又は多世帯同居改修工事等を行い、平成31年1月1日から令和3年12月31日までの間にその住宅を居住の用に供した場合、住宅借入金等特別控除と上記(1)との選択により居住年から5年間は次の表のとおり特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

[令和5年分の年末調整の対象(令和3年12月31日居住開始分まで)となる高齢者等居住改修工事等]

住宅を居住の用に供した日	控除期間	区 分	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	各年の控除限度額
H31.1.1~ R3.12.31	5年	① 高齢者等居住改修工事等、断熱改修工事等及び多世帯改修工事等に係る費用	1,000万円	1.0%	12.5万円 (※2)
		② うち高齢者等居住改修工事等、特定断熱改修工事等、特定多世帯同居改修工事等及び特定耐久性向上改修工事等に係る費用	250万円 (※1)	2.0%	

(注) 1 年末残高の限度額は①と②の合計で1,000万円となります。

2 特定取得でない場合、(※1)は200万円、(※2)は12万円となります。

## (3) 住宅の取得等をした人が引き続き居住の用に供していると認められる場合

(特定増改築)住宅借入金等特別控除の適用は、その住宅等を取得等した人が、その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していることが要件とされていますが、次に掲げる場合には、その人が引き続き居住の用に供しているものとして控除を適用することができます。

① その人が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その人と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供しており、そのやむを得ない事情が解消した後はその人が共にその家屋に居住することと認められる場合

② その家屋を居住の用に供した日の属する年以後住宅借入金等特別控除の適用期間内(10年又は13年)に災害により一部損壊した場合において、その損壊部分の補修工事等のため一時的にその人がその家屋を居住の用に供しないこととなる期間があった場合

## (4) 再居住した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用又は再適用

住宅の取得等及び認定住宅の新築等をして居住の用に供した人が、勤務先からの転任命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由(以下「転任命令等」といい

ます)に起因してその家屋に居住しなくなった場合であっても、再びその家屋を居住の用に供した場合には、一定の要件・手続の下で、再居住した年以後の年分について(特定増改築等)住宅借入金等特別控除が受けることができます。

#### (5) 二以上の住宅取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額

住宅の取得等をして、その住宅借入金等について住宅借入金等特別控除の適用を受けている期間中、その家屋について増改築等を行ってその増改築等に係る住宅借入金等を有することとなった又は二以上の住宅の増改築を行った場合には、その増改築等に係る住宅借入金等についても重複して住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

この場合の控除額は、異なる住宅の取得等ごとの住宅借入金等特別控除額の合計額となりますが、その異なる住宅の取得等について適用される控除限度額のうち、最も高い金額とするなど控除の上限額が設けられています。

#### (6) 災害により居住の用に供することができなくなった場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の継続適用

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋が災害により居住の用に供することができなくなった場合、その居住の用に供することができなくなった日の属する年以後の各年について一定の要件を満たす場合には、引き続き(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

#### (7) 東日本大震災特例法による住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例

東日本大震災によって自己の居住する家屋が被災したことにより居住の用に供することができなくなった人が令和4年12月31日までの間に住宅の再取得等をして居住の用に供した場合には、その再取得のための再建住宅借入金等について、上記(1)との選択により再建住宅借入金等について控除額を0.9%(令和3年12月31日以前に居住の用に供した場合又は特別特例取得、特例特別特例取得の場合は1.2%)とする控除額の特例を受けることができます。

#### (8) 住宅借入金等の年末残高の確認

住宅借入金の残高は「年末残高証明書」により確認しますが、次の場合には、それぞれ次の算式により残高を計算します。

##### ① 連帯債務による住宅借入金等

連帯債務による住宅借入金等がある場合、居住年が平成31年以後の控除証明書には連帯債務割合が記載されています。

また、居住年が平成30年以前である場合は、「住宅借入金等特別控除申告書」の「備考」欄に、他の連帯債務者から「私は連帯債務者として、住宅借入金等の残

高〇〇〇円のうち〇〇〇円を負担することとしています。」等の文言、住所、氏名や勤務先等を記入してもらいます。

連帯債務である場合、控除を受ける人が負担すべき年末残高は、次の算式により計算した額となります。

$$\begin{array}{l} \text{連帯債務による} \\ \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高(円)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{控除を受ける人が} \\ \text{負担すべき} \\ \text{割合(\%)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{連帯債務による住宅借入金等の} \\ \text{年末残高のうち控除を受ける人が} \\ \text{負担すべき部分の年末残高(円)} \end{array}$$

## ② 住宅借入金等の借換え

住宅借入金等について一定の借換えをした場合には、借換えによる新たな住宅借入金等も控除の対象とされますが、新たな住宅借入金等の当初金額が借換え直前の前の住宅借入金等の残高を上回っている場合には、その借換えをした年分以後の住宅借入金等の年末残高は次の算式により計算した額となります。

$$\begin{array}{l} \text{本年の住宅借入金等} \\ \text{の年末残高} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{借換え直前の当初住宅借入金等残高} \\ \hline \text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額} \end{array}}$$

(注) 残高証明書の「住宅借入金の金額・当初金額」欄の借入年が控除証明書の「居住開始年」と異なる場合には注意してください。

## (9) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除が適用できない場合

次のような場合には(特定増改築等)住宅借入金等特別控除はできません。

- ① 特別控除の適用を受けようとする者が、住宅を居住の用に供した日以後、その年の12月31日まで、引き続き居住の用に供していないとき(上記(3)から(6)に該当する場合を除きます)。
- ② 住宅借入金等特別控除の適用を受けた人が、その居住の用に供した年の翌年以後3年以内(令和2年3月31日以前に資産を譲渡した場合は翌年又は翌々年)にその居住用家屋やその敷地の用に供されている土地以外の所定の資産を譲渡して、居住用財産の譲渡所得の課税の特例などの適用を受けることとなったとき。

## IV 令和5年分年税額の計算

給与の支払を受ける人（所得者）一人一人の所得控除と税額控除の確認が終了したら、次に、令和5年分の給与の総額について納付しなければならない年税額（年調年税額）を計算することになります。

### ✓ 実務のポイントIV-1 / 給与の収入の確定の時期

□ 年末調整の対象となる給与は、未払分を含め、その年に収入が確定したもののすべてです。

給与所得の収入についてその収入することが確定する時期は、給与の支給態様等により次のように定められています。したがって、以下に掲げる日が本年中に到来する給与については、本年分の年末調整の対象とする必要があります。

① 契約又は慣習その他株主総会の決議等により支給日が定められている給与	その定められた支給日
② 支給日が定められていない給与	その支給を受けた日
③ 役員に対する賞与のうち、株主総会の決議等によりその算定の基礎となる利益に関する指標の数値が確定し支給金額が定められるものその他利益を基礎として支給金額が定められるもの	その決議等があった日。ただし、その決議等が支給する金額の総額を定めているだけで、各人ごとの具体的な支給金額を定めていない場合には、各人ごとに支給金額が具体的に定められた日
④ 給与規程の改訂が既往にさかのぼって実施されたため、既往の期間に対応して支給する新旧給与の差額	その支給日が定められているものについてはその支給日。その支給日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日
⑤ いわゆる認定賞与	その支給日があらかじめ定められているものについてはその定められた支給日。その日が定められていないものについては現実にその支給を受けた日（その日が明らかでない場合には、その支給が行われたと認められた事業年度の終了の日）

✓ 実務のポイントⅣ-2 / 給与の総額と徴収税額の集計

- 本年分の給与で未払となっているものも集計されていますか。
- いわゆる現物給与や認定賞与などの金額が集計されていますか。
- 前年分の給与で本年中に支払ったものは集計から除外されていますか。
- 年の中で就職した人で前職のある人については、その前職の給与が集計されていますか。
- 前職の給与が明らかでないときは、年末調整をすることはできません。

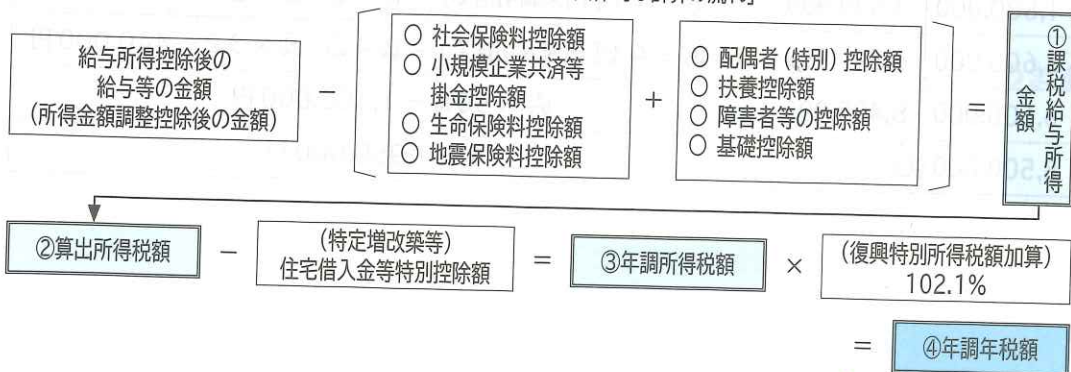
年税額（年調年税額）の計算に際しては、まず、給与の支払を受ける人（所得者）一人一人について、年末調整の対象となる給与の総額と毎月（毎日）の給与から徴収した税額の合計額とを求めることになります。この場合、給与の総額の集計に当たっては、本年中に確定した現金支給の給与だけでなく、食事の支給や各種保険料の使用者負担などの現物給与で課税されたもののほか、臨時の手当、あるいは、いわゆる認定賞与とされるものについても、誤りなく集計する必要があります。また、年の中で就職した人で前職のある人については、その前職の給与とその給与から徴収された税額についても、この集計に含めることになります。

✓ 実務のポイントⅣ-3 / 年調年税額の計算

- 給与所得控除後の給与等の金額は、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求め、所得金額調整控除の適用がある場合は所得金額調整控除額を控除した後の金額となります。
- 「課税給与所得金額」は、上記により求めた金額から諸控除を差し引いて求めます。
- 算出所得税額は、「年末調整のための算出所得税額の速算表」によって求めます。
- 年調所得税額は、算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除した残額です。
- 年調年税額は、年調所得税額に復興特別所得税の税率を加算した金額となりますが、具体的には年調所得税額に102.1%を乗じて求めた金額となります。

具体的な年調年税額の計算は次図のように、①課税給与所得金額の計算、②算出所得税額の計算、③年調所得税額の計算、④年調年税額の計算の順で行うことになります。

[年調年税額を求めるまでの具体的な計算の流れ]



## (1) 課税給与所得金額の計算

まず、前記「実務のポイントⅣ-2」(43頁)により集計して求めた給与の総額を「令和5年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」(「参考」56～64頁)に当てはめて給与所得控除後の給与等の金額を求めます。所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除額を控除した後の金額となります。そして、内容の確認が終わった次の控除額を集計し、この合計額を給与所得控除後の給与等の金額(所得金額調整控除後の金額)から控除して課税給与所得金額を求めます。

① 社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額及び地震保険料控除額
② 配偶者控除額又は配偶者特別控除額
③ 扶養控除額、障害者控除額、ひとり親控除額、寡婦控除額及び勤労学生控除額の合計額
④ 基礎控除額

なお、給与所得控除後の給与等の金額は、法令上「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めますが、下表の「給与所得金額の計算方法」により、計算することもできます。

### [給与所得金額の計算方法]

給与の収入金額①		給与所得の金額
円以上	円以下	
1	550,999	0円
551,000	1,618,999	① - 550,000円
1,619,000	1,619,999	1,069,000円
1,620,000	1,621,999	1,070,000円
1,622,000	1,623,999	1,072,000円
1,624,000	1,627,999	1,074,000円
1,628,000	1,799,999	① : ① ÷ 4 (千円未満切捨て) = ② ⇒ ② : ② × 2.4 + 100,000円
1,800,000	3,599,999	① : ① ÷ 4 (千円未満切捨て) = ② ⇒ ② : ② × 2.8 - 80,000円
3,600,000	6,599,999	① : ① ÷ 4 (千円未満切捨て) = ② ⇒ ② : ② × 3.2 - 440,000円
6,600,000	8,499,999	① × 90% - 1,100,000円
8,500,000以上		① - 1,950,000円

## (2) 算出所得税額の計算

(1) により求めた課税給与所得金額に応じ、下表の「年末調整のための算出所得税額の速算表」の算式に従って算出所得税額を求めます。この場合、課税給与所得金額に千円未満の端数があるときは、その千円未満の端数を切り捨てた上でこの算式を適用します。

[年末調整のための算出所得税額の速算表]

課税給与所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000 円以下	5%	—	A × 5%
1,950,000 円超 3,300,000 円以下	10%	97,500 円	A × 10% - 97,500 円
3,300,000 円超 6,950,000 円以下	20%	427,500 円	A × 20% - 427,500 円
6,950,000 円超 9,000,000 円以下	23%	636,000 円	A × 23% - 636,000 円
9,000,000 円超 18,000,000 円以下	33%	1,536,000 円	A × 33% - 1,536,000 円
18,000,000 円超 18,050,000 円以下	40%	2,796,000 円	A × 40% - 2,796,000 円

(注) 1 課税給与所得金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切捨てます。

2 課税給与所得金額が 18,050,000 円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

## (3) 年調所得税額の計算

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用がない人については、上記(2)で求めた算出所得税額がそのまま年調所得税額となります。

また、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受ける人については、上記(2)で求めた算出所得税額から(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を控除して年調所得税額を求めることとなりますが、上記で求めた算出所得税額よりも(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額のほうが多い場合は、その控除額はその算出所得税額の範囲にとどめ、年調所得税額は「0」と記入して控除しきれない部分の金額は切り捨てます。

## (4) 年調年税額の計算

(3)で求めた年調所得税額に復興特別所得税額(税率 2.1%)を加算して求めますが、具体的には年調所得税額に 102.1% を乗じた額が年調年税額となります。

# V

## 徴収税額との精算

本年分の給与所得に対する年調年税額の計算が終了したら、その年調年税額と本年分の毎月（毎日）の徴収税額の合計額とを比べて過不足額を求め、その精算をしなければなりません。

### ✓ 実務のポイントV-1 / 不足額の徴収

- 不足額とは、令和5年分年調年税額が本年中に徴収した税額の合計額よりも多い場合のその差額のことをいいます。
- 不足額は年末調整をする本年最後の給与から徴収します。

不足額は、原則として年末調整をする月分の給与から徴収しますが、なお不足額が残るときは、その後に支払う給与から徴収します。また、12月分の給与から不足額を徴収すると税引手取額が極端に少なくなる場合には、年末調整を行う時まで、税務署長に対し「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」を提出し、承認を受けることにより、不足額を翌年1月と2月の給与の支払の際に繰り延べて徴収することができます。

### ✓ 実務のポイントV-2 / 過納額の還付

- 過納額とは、本年中に徴収した税額の合計額が令和5年分年調年税額よりも多い場合のその差額のことをいいます。
- 過納額は、給与の支払者が12月分として納付する全体の源泉徴収税額から控除して還付し、還付しきれない過納額は翌年に納付する源泉徴収税額から順次控除して還付します。

過納額は、次により還付します。

#### (1) 給与の支払者から還付する場合

- ① 給与の支払者は、その過納額について年末調整を行った月分（通常は12月分、納期の特例の承認を受けている場合には、本年7月から12月までの分）として納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬、料金に対する源泉徴収税額」（以下「給与・弁護士報酬等の源泉徴収税額」といいます）のうちから差し引き、過納となった人に還付します。

したがって、給与の支払者は、その月分として納付すべき税額から還付した税額を差し引いた残額を納付することになります。



- ② 年末調整を行った月分の源泉徴収税額のみでは還付しきれないときは、その後納付する月分の「給与・弁護士報酬等の源泉徴収税額」から差し引き順次還付します。

(2) 税務署から還付する場合（給与の支払者が還付できない場合）

- ① 次の場合のように、給与の支払者が納付する「給与・弁護士報酬等の源泉徴収税額」がないか、あってもごくわずかであるため、給与の支払者のところでは過納額の還付をすることができない場合には、税務署から給与の支払者に一括して還付するか、あるいは過納となった各人に直接還付することになります。

イ 解散、廃業などにより給与の支払者でなくなったため、過納額の還付ができなくなった場合
ロ 徴収して納付する税額が全くなかったため過納額の還付ができなくなった場合
ハ 納付する源泉徴収税額に比べて過納額が多額であるため、還付することとなった月の翌月から2か月を経過しても還付しきれないと見込まれる場合

- ② 上記①のいずれかに該当する場合には、給与の支払者は、各人ごとの過納額や還付を受けようとする金額の明細を記載した「年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書」を作成し、各人の「所得税源泉徴収簿」の写しと「過納額の請求及び受領に関する委任状（連記式）」とをこれに添付して、所轄税務署に提出します。

なお、過納額を令和6年分に繰り越して還付するときは、令和6年分の「所得税源泉徴収簿」の写しも併せて提出してください。

また、退職した人などで、前記の委任状の提出ができない人の分については、税務署から過納となった人に直接還付することになりますので「年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書」は用紙を別にして作成してください。

## VI 年末調整の再調整

### ✓ 実務のポイントVI/年末調整の再調整

- 年末調整が終了した後に、給与の追加支給などがあった場合には、年末調整の再調整が必要となります。

年末調整後に給与の追加支給があった場合のほか、次のような場合にも年末調整の再調整を行います。

- ① 年末調整後に控除対象扶養親族等の数に異動があった場合
- ② 年末調整後に保険料を支払った場合

ただし、翌年になってから給与規程が改訂され、本年にさかのぼって追加支給がされる給与は、翌年の所得となりますから、本年分の年末調整の再調整の必要はありません。

また、年末調整後における控除対象扶養親族等の増加や保険料の払込みによる年末調整の再調整は、源泉徴収票を交付した後においては行うことはできません。この場合には、給与の支払を受ける人(所得者)本人が確定申告により税額の精算をすることとなりますので注意してください。

## VII 法定調書の作成と提出

### 1 法定調書の作成と提出期限



法定調書とは、「所得税法」、「相続税法」、「租税特別措置法」および「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」の規定により税務署への提出が義務づけられている資料をいいます。

ここで紹介する「給与所得の源泉徴収票」のほか、「退職所得の源泉徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」「不動産の使用料等の支払調書」等のうち一定のものは令和6年1月31日(水)までに所轄税務署長に提出しなければなりません(給与支払報告書・特別徴収票の提出先は、関係市区町村長となります)。

### 2 提出方法



法定調書は、①国税電子申告・納税システム(e-Tax)、②光ディスク等(CD、DVDなど)、③書面、④クラウド等のいずれかで提出します。

(注)「クラウド等」については、国税庁長官の定める基準に適合するものであることについて、そのクラウド等を管理する者が国税庁長官の認定を受けたものに限りま

#### (1) e-Tax 等による提出

税務署に出向くことなく、自宅やオフィスなどから、e-Tax ソフト又はパソコンへのインストールが不要な e-Tax ソフト (WEB 版) を利用して法定調書を作成・提出することができます。

##### ① e-Tax ソフト (WEB 版) での法定調書の作成・提出

e-Tax ソフト (WEB 版) で作成・提出できる法定調書は下表のとおりです。

- ・ 給与所得の源泉徴収票
- ・ 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
- ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- ・ 不動産の使用料等の支払調書
- ・ 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- ・ 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

- ② 「給与所得の源泉徴収票」(給与支払報告書)のeLTAXでの一括作成・提出  
地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用することで、給与支払報告書の電子申告(eLTAX)用のデータと、「給与所得の源泉徴収票」の電子申告(e-Tax)用のデータを同時に作成し、給与支払報告書を各市区町村に、「給与所得の源泉徴収票」は所轄税務署にそれぞれ提出することができます。

## (2) 光ディスク等(CD・DVDなど)による提出

大量の法定調書を提出する場合であっても、1枚の光ディスク等(CD・DVDなど)で提出することができます。

また、光ディスク等には、所定の規格でデータを格納する必要があります。データの格納に当たっては、セキュリティの確保の観点から、データの暗号化(自己復号型)を行った上で提出することをお勧めします。

これまで、e-Taxまたは光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方(後記「実務のポイントⅦ」参照)が、法定調書を光ディスク等で提出する場合は「支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書」の提出が必要でしたが、令和5年4月1日以降は申請書の提出が不要になりました。

### ✓ 実務のポイントⅦ/e-Tax、光ディスク等による提出の義務

- 法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであったその法定調書の提出枚数が「100枚以上」であった場合については、e-Tax、光ディスク等(CD・DVDなど)又はクラウド等により提出することとされています。

## (3) 本店等一括提出制度

支店等が当該支店等を所轄する税務署長の承認を受けた場合には、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等により、当該支店等が提出すべき法定調書を本店等が取りまとめて提出(本店等一括提出)することができます。

なお、支店等が上記の本店等一括提出を選択する場合には、その支店等が当該支店等を所轄する税務署長に対して、承認申請書を提出することとなります。

### 3 「給与所得の源泉徴収票」の提出範囲等



#### (1) 「給与所得の源泉徴収票」の提出範囲

「給与所得の源泉徴収票」は、給与等を支払ったすべての方について作成し交付することとされていますが、所轄税務署長に提出するものは、以下のものに限られています。

受給者の区分		提出範囲
年末調整をしたもの	① 法人(人格のない社団等を含みます。)の役員(取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である方)及び現に役員をしていなくても令和5年中に役員であった方	令和5年中の給与等の支払金額が <b>150万円</b> を超えるもの
	② 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等(所得税法第204条第1項第2号に規定する方)(注)	令和5年中の給与等の支払金額が <b>250万円</b> を超えるもの
	③ 上記①及び②以外の方	令和5年中の給与等の支払金額が <b>500万円</b> を超えるもの
年末調整をしなかったもの	イ 令和5年中に退職した方、災害により被害を受けたため、令和5年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた方	令和5年中の給与等の支払金額が <b>250万円</b> を超えるもの ただし、法人の役員の場合には <b>50万円</b> を超えるもの
	ロ 主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった方	全部
	⑤ 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった方(月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等)	令和5年中の給与等の支払金額が <b>50万円</b> を超えるもの

(注) 弁護士等に対する支払は、給与等として支払っている場合なので、報酬等として支払う場合には、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を提出することとなります。

#### (2) 給与支払報告書の提出範囲及び提出先

「給与支払報告書」は、「給与所得の源泉徴収票」と異なり、令和6年1月1日現在において給与等の支給を受けている全ての受給者のものを関係市区町村(原則として受給者の令和6年1月1日現在の住所地の市区町村)に提出してください。

なお、年の中で退職した方については、令和6年1月31日までに、退職時の住所地の市区町村に給与支払報告書を提出してください(退職した方に対する給与等の支払金額が30万円以下の場合、提出を省略することができます)。



[給与所得者の保険料控除申告書]

保険会社等 の名称	保険等 の種類	保険期間 又は支払 期間	保険等 の契約者の 氏名	保険金等の受取人 の氏名	新・旧 の区分	年 の 額 (a)	給 付 の 支 払 者 の 認 認
〇〇生命	養老	10年	浅田伸治	浅田真弓 妻	新・旧	25,000	
〇〇生命	養老	20年	同上	同上	新・旧	80,000	
(a)のうち新保険料 等の金額の合計額		A 25,000		Aの金額を下に計算式Ⅰ(新保険 料等)に当てはめて計算した金額		① 22,500	計(①+②) ③ 40,000
(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額		B 80,000		Bの金額を下に計算式Ⅱ(旧保 険料等)に当てはめて計算した金額		② 45,000	②と③のい ずれか 大きい金額 ④ 45,000
(a)の金額の合計額		C 80,000		Cの金額を下に計算式Ⅰ(新保 険料等)に当てはめて計算した金額		⑤ 40,000	
〇〇生命	介護	10年	浅田伸治	浅田真弓 妻	新・旧	80,000	
(a)のうち新保険料 等の金額の合計額		D 90,000		Dの金額を下に計算式Ⅰ(新保 険料等)に当てはめて計算した金額		⑥ 40,000	計(④+⑤) ⑦ 40,000
(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額		E 30,000		Eの金額を下に計算式Ⅱ(旧保 険料等)に当てはめて計算した金額		⑧ 27,500	⑧と⑨のい ずれか 大きい金額 ⑨ 40,000
計算式Ⅰ(新保険料等)用 ※		控除額の計算式		計算式Ⅱ(旧保険料等)用 ※		控除額の計算式	
20,000円以下		A、C又はDの金額		25,000円以下		B又はEの金額	
20,001円から40,000円まで		(A、C又はD) × 1/2 + 10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE) × 1/2 + 12,500円	
40,001円から80,000円まで		(A、C又はD) × 1/4 + 30,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE) × 1/4 + 25,000円	
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円	

源泉徴収簿の⑦～  
⑨欄、保険料控除  
申告書のイ～ホ欄  
の金額を、源泉徴  
収票の同記号の欄  
に記載します。

[給与所得の源泉徴収票]

令和 5 年分 給与所得の源泉徴収票

11	住所 東京都練馬区練馬100	12	氏名 浅田 伸治
7	給与 5,327,350	20	基礎控除の額 2,183,069
B	控除対象扶養親族の 有無等 老人 1	25	源泉徴収額 83,500
A	社会保険料等の金額 773,069	16	控除額 120,000
17	生命保険料の控除額 80,000	15	控除額 50,000
12	生命保険料控除 25,000	11	控除額 80,000
15	介護保険料の控除額 80,000	10	控除額 90,000
イ	源泉徴収簿の 記載内容 給与 5,327,350	9	源泉徴収簿の 記載内容 源泉徴収額 83,500
19	源泉徴収簿の 記載内容 源泉徴収額 83,500	8	源泉徴収簿の 記載内容 源泉徴収額 83,500
18	源泉徴収簿の 記載内容 源泉徴収額 83,500	7	源泉徴収簿の 記載内容 源泉徴収額 83,500
17	源泉徴収簿の 記載内容 源泉徴収額 83,500	6	源泉徴収簿の 記載内容 源泉徴収額 83,500
16	源泉徴収簿の 記載内容 源泉徴収額 83,500	5	源泉徴収簿の 記載内容 源泉徴収額 83,500
15	源泉徴収簿の 記載内容 源泉徴収額 83,500	4	源泉徴収簿の 記載内容 源泉徴収額 83,500
14	源泉徴収簿の 記載内容 源泉徴収額 83,500	3	源泉徴収簿の 記載内容 源泉徴収額 83,500
13	源泉徴収簿の 記載内容 源泉徴収額 83,500	2	源泉徴収簿の 記載内容 源泉徴収額 83,500
12	源泉徴収簿の 記載内容 源泉徴収額 83,500	1	源泉徴収簿の 記載内容 源泉徴収額 83,500
11	源泉徴収簿の 記載内容 源泉徴収額 83,500	0	源泉徴収簿の 記載内容 源泉徴収額 83,500

⑨欄の記載  
基礎控除の額が  
48万円の場合は  
記載不要です。

記載例 2 配偶者に係る記載例

- ① 浅田伸治さんは、年末調整の際に、控除対象配偶者である浅田真弓さんに係る配偶者控除の適用があります。
- ② 浅田伸治さんの給与所得金額は 3,819,200 円であるため、「給与所得者の基礎控除申告書」の控除額の計算の判定による区分 I は「A」に該当します。

[基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書]

令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

税務処理担当 給与の支払者の名称(氏名) 株式会社○○○○○ (フリガナ) アサダ シンジ  
住所 東京都千代田区麹町3 (あなたの住所) 東京都練馬区練馬100  
基・配・所

① 配偶者の控除額の計算の表の「区分 I」欄については、「基礎控除申告書の区分 I」欄を参照してください。  
② 「基礎控除申告書の区分 I」欄(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書の区分 I」欄(A)～(C)に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆  
配偶者の氏名 浅田 真弓  
生年月日 49年9月11日  
控除対象配偶者の収入金額 250,000円

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆  
あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算  
所得の種類 収入金額 所得金額  
(1) 給与所得 5,327,350円 3,819,200円  
(2) 給与所得以外の所得の合計額  
あなたの本年中の合計所得金額の見積額(①と②の合計額) 3,819,200円

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆  
あなたの本年中の年収調整の対象となる給与の収入金額が50万円以下の場合には、記載する必要はありません。

◆ 配偶者控除等の計算 ◆  
区分 I  
A 480,000円  
基礎控除の額

次頁「給与所得者の配偶者控除等申告書」の説明をお読みください。

[給与所得者の基礎控除申告書]

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	5,327,350円	3,819,200円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額(①と②の合計額)		3,819,200円

○ 控除額の計算

判  900万円以下 (A) 48万円

定  900万円超 950万円以下 (B)  
 950万円超 1,000万円以下 (C)  
 1,000万円超 2,400万円以下  
 2,400万円超 2,450万円以下 32万円  
 2,450万円超 2,500万円以下 16万円

区分 I  
A  
(左のA～Cを記載)

基礎控除の額  
480,000円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

○ 配偶者  
所得  
(1) 経  
(2) 経  
配偶者(①と②)  
○ 控除  
区分 I  
A  
B  
C  
摘要



[給与所得者の配偶者控除等申告書]

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名		配偶者の個人番号						配偶者の生年月日					
アサダ マユミ 浅田 真弓		1	2	3	4	5	6	7	8	△	△	△	△
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所						非居住者である配偶者 生計を一にする事実					

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額	判定	控除額
(1) 給与所得	800,000 円	250,000 円	<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭29.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》	(1) 配偶者控除
(2) 給与所得以外の所得の合計額			<input checked="" type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳未満	(2) 配偶者特別控除
			<input type="checkbox"/> 48万円超95万円以下	(3) 配偶者特別控除
			<input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下	(4) 配偶者特別控除
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		* 250,000 円	区分Ⅱ	② (上の①～④を記載)

○ 控除額の計算

区分Ⅰ		区分Ⅱ										配偶者控除の額	
		④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(※所得金額))										配偶者特別控除の額	
区分Ⅰ	控除額	①	②	③	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	380,000 円
A	48万円	38万円	39万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円		
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円		
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円		
摘要		配偶者控除										配偶者特別控除	

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所		東京都練馬区練馬100		
氏名	浅田 伸治				
給与	5,327,350 円	給与所得控除後の金額	3,819,200 円	源泉徴収額	83,500 円
配偶者(特別)控除の額	380,000 円	控除対象配偶者の数	1	配偶者(特別)控除の額	1
社会保険料等の金額	773,069 円	生命保険料の控除額	120,000 円	地震保険料の控除額	50,000 円
生業活動の金額の内訳	25,000 円	生業活動の金額の内訳	80,000 円	介護医療費控除の内訳	80,000 円
配偶者の合計所得	250,000 円				
配偶者の氏名	浅田 真弓				
配偶者の個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 △ △ △ △				
配偶者の住所	浅田 太郎				
配偶者の生年月日	浅田 春子				

上記の「配偶者控除等申告書」に基づき計算した配偶者控除の額を記載します。

上記の「配偶者控除等申告書」の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」を記載します。

配偶者特別控除の適用を受ける場合も氏名及びマイナンバー等を記載します。



















(九)

(6,372,000円~20,000,000円)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以	未		以	未		以	未	
上	満		上	満		上	満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
6,372,000	6,376,000	4,657,600	6,492,000	6,496,000	4,753,600	6,600,000	8,500,000	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,100,000円を控除した金額
6,376,000	6,380,000	4,660,800	6,496,000	6,500,000	4,756,800			
6,380,000	6,384,000	4,664,000	6,500,000	6,504,000	4,760,000			
6,384,000	6,388,000	4,667,200	6,504,000	6,508,000	4,763,200			
6,388,000	6,392,000	4,670,400	6,508,000	6,512,000	4,766,400			
6,392,000	6,396,000	4,673,600	6,512,000	6,516,000	4,769,600	8,500,000	20,000,000	給与等の金額から1,950,000円を控除した金額
6,396,000	6,400,000	4,676,800	6,516,000	6,520,000	4,772,800			
6,400,000	6,404,000	4,680,000	6,520,000	6,524,000	4,776,000			
6,404,000	6,408,000	4,683,200	6,524,000	6,528,000	4,779,200			
6,408,000	6,412,000	4,686,400	6,528,000	6,532,000	4,782,400			
6,412,000	6,416,000	4,689,600	6,532,000	6,536,000	4,785,600	20,000,000円	18,050,000円	
6,416,000	6,420,000	4,692,800	6,536,000	6,540,000	4,788,800			
6,420,000	6,424,000	4,696,000	6,540,000	6,544,000	4,792,000			
6,424,000	6,428,000	4,699,200	6,544,000	6,548,000	4,795,200			
6,428,000	6,432,000	4,702,400	6,548,000	6,552,000	4,798,400			
6,432,000	6,436,000	4,705,600	6,552,000	6,556,000	4,801,600			
6,436,000	6,440,000	4,708,800	6,556,000	6,560,000	4,804,800			
6,440,000	6,444,000	4,712,000	6,560,000	6,564,000	4,808,000			
6,444,000	6,448,000	4,715,200	6,564,000	6,568,000	4,811,200			
6,448,000	6,452,000	4,718,400	6,568,000	6,572,000	4,814,400			
6,452,000	6,456,000	4,721,600	6,572,000	6,576,000	4,817,600			
6,456,000	6,460,000	4,724,800	6,576,000	6,580,000	4,820,800			
6,460,000	6,464,000	4,728,000	6,580,000	6,584,000	4,824,000			
6,464,000	6,468,000	4,731,200	6,584,000	6,588,000	4,827,200			
6,468,000	6,472,000	4,734,400	6,588,000	6,592,000	4,830,400			
6,472,000	6,476,000	4,737,600	6,592,000	6,596,000	4,833,600			
6,476,000	6,480,000	4,740,800	6,596,000	6,600,000	4,836,800			
6,480,000	6,484,000	4,744,000						
6,484,000	6,488,000	4,747,200						
6,488,000	6,492,000	4,750,400						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、まず、この表の「給与等の金額」欄の該当する行を求め、次にその行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額を求めます。この金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額です。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の人の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める給与所得控除後の給与等の金額とします。

令和5年分

**わかりやすい 年末調整実務のポイント**

---

令和5年10月 発行

執 筆 税理士 杉尾 充茂

発 行 公益財団法人 全国法人会総連合  
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町 5-6  
FAX 03 (3357) 6682

